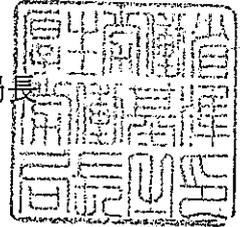


基 発 0 7 1 7 第 6 号  
平成 2 6 年 7 月 1 7 日

中央じん肺診査医  
芦澤 和人 殿

厚生労働省労働基準局長



中央じん肺診査医会の開催について（通知）

標記会議を下記のとおり開催いたしますので、御多用中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、御出席くださいますよう御案内申し上げます。

記

- 1 日 時 平成26年8月8日（金）  
午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 場 所 厚生労働省労働基準局第二会議室  
（東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館16階）
- 3 議 題 （1）じん肺管理区分決定に係る審査請求事案の審査について  
（2）石綿健康管理手帳不交付に係る審査請求事案の審査について  
（3）その他
- 4 連絡先 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課  
電話 03-5253-1111 内線 5495  
担当 小川、吉成、繁野

基 発 0 7 1 7 第 6 号  
平 成 2 6 年 7 月 1 7 日

中央じん肺診査医  
阿部 直 殿

厚生労働省労働基準局長



中央じん肺診査医会の開催について（通知）

標記会議を下記のとおり開催いたしますので、御多用中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、御出席くださいますよう御案内申し上げます。

記

- 1 日 時 平成26年8月8日（金）  
午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 場 所 厚生労働省労働基準局第二会議室  
（東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館16階）
- 3 議 題 （1）じん肺管理区分決定に係る審査請求事案の審査について  
（2）石綿健康管理手帳不交付に係る審査請求事案の審査について  
（3）その他
- 4 連絡先 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課  
電話 03-5253-1111 内線 5495  
担当 小川、吉成、繁野

基 発 0 7 1 7 第 6 号  
平 成 2 6 年 7 月 1 7 日

中央じん肺診査医  
宇佐美 郁治 殿

厚生労働省労働基準局長



中央じん肺診査医会の開催について（通知）

標記会議を下記のとおり開催いたしますので、御多用中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、御出席くださいますよう御案内申し上げます。

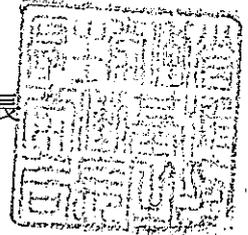
記

- 1 日 時 平成26年8月8日（金）  
午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 場 所 厚生労働省労働基準局第二会議室  
（東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館16階）
- 3 議 題 （1）じん肺管理区分決定に係る審査請求事案の審査について  
（2）石綿健康管理手帳不交付に係る審査請求事案の審査について  
（3）その他
- 4 連絡先 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課  
電話 03-5253-1111 内線 5495  
担当 小川、吉成、繁野

基 発 0 7 1 7 第 6 号  
平 成 2 6 年 7 月 1 7 日

中央じん肺診査医  
岸本 卓巳 殿

厚生労働省労働基準局長



中央じん肺診査医会の開催について（通知）

標記会議を下記のとおり開催いたしますので、御多用中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、御出席くださいますよう御案内申し上げます。

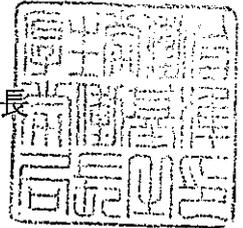
記

- 1 日 時 平成26年8月8日（金）  
午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 場 所 厚生労働省労働基準局第二会議室  
（東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館16階）
- 3 議 題 （1）じん肺管理区分決定に係る審査請求事案の審査について  
（2）石綿健康管理手帳不交付に係る審査請求事案の審査について  
（3）その他
- 4 連絡先 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課  
電話 03-5253-1111 内線 5495  
担当 小川、吉成、繁野

基 発 0 7 1 7 第 6 号  
平 成 2 6 年 7 月 1 7 日

中央じん肺診査医  
木村 清延 殿

厚生労働省労働基準局長



中央じん肺診査医会の開催について（通知）

標記会議を下記のとおり開催いたしますので、御多用中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、御出席くださいますよう御案内申し上げます。

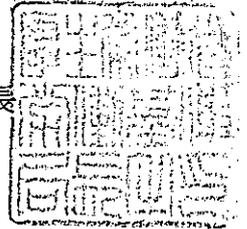
記

- 1 日 時 平成26年8月8日（金）  
午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 場 所 厚生労働省労働基準局第二会議室  
（東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館16階）
- 3 議 題 （1）じん肺管理区分決定に係る審査請求事案の審査について  
（2）石綿健康管理手帳不交付に係る審査請求事案の審査について  
（3）その他
- 4 連絡先 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課  
電話 03-5253-1111 内線 5495  
担当 小川、吉成、繁野

基 発 0 . 7 1 7 第 6 号  
平 成 2 6 年 7 月 1 7 日

中央じん肺診査医  
坂谷 光則 殿

厚生労働省労働基準局長



中央じん肺診査医会の開催について（通知）

標記会議を下記のとおり開催いたしますので、御多用中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、御出席くださいますよう御案内申し上げます。

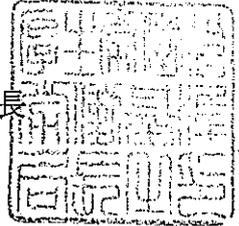
記

- 1 日 時 平成26年8月8日（金）  
午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 場 所 厚生労働省労働基準局第二会議室  
（東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館1.6階）
- 3 議 題 (1) じん肺管理区分決定に係る審査請求事案の審査について  
(2) 石綿健康管理手帳不交付に係る審査請求事案の審査について  
(3) その他
- 4 連絡先 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課  
電話 03-5253-1111 内線 5495  
担当 小川、吉成、繁野

基 発 0 7 1 7 第 6 号  
平 成 2 6 年 7 月 1 7 日

中央じん肺診査医  
高橋 雅士 殿

厚生労働省労働基準局長



中央じん肺診査医会の開催について（通知）

標記会議を下記のとおり開催いたしますので、御多用中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、御出席くださいますよう御案内申し上げます。

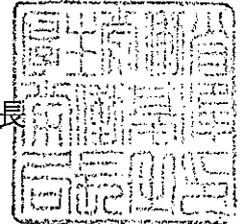
記

- 1 日 時 平成26年8月8日（金）  
午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 場 所 厚生労働省労働基準局第二会議室  
（東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館16階）
- 3 議 題 （1）じん肺管理区分決定に係る審査請求事案の審査について  
（2）石綿健康管理手帳不交付に係る審査請求事案の審査について  
（3）その他
- 4 連絡先 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課  
電話 03-5253-1111 内線 5495  
担当 小川、吉成、繁野

基 発 0 7 1 7 第 6 号  
平 成 2 6 年 7 月 1 7 日

中央じん肺診査医  
東 敏昭 殿

厚生労働省労働基準局長



中央じん肺診査医会の開催について（通知）

標記会議を下記のとおり開催いたしますので、御多用中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、御出席くださいますよう御案内申し上げます。

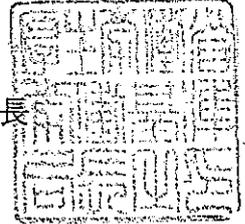
記

- 1 日 時 平成26年8月8日（金）  
午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 場 所 厚生労働省労働基準局第二会議室  
（東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館16階）
- 3 議 題 （1）じん肺管理区分決定に係る審査請求事案の審査について  
（2）石綿健康管理手帳不交付に係る審査請求事案の審査について  
（3）その他
- 4 連絡先 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課  
電話 03-5253-1111 内線 5495  
担当 小川、吉成、繁野

基 発 0 7 1 7 第 6 号  
平 成 2 6 年 7 月 1 7 日

中央じん肺診査医  
長尾 啓一 殿

厚生労働省労働基準局長



中央じん肺診査医会の開催について（通知）

標記会議を下記のとおり開催いたしますので、御多用中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、御出席くださいますよう御案内申し上げます。

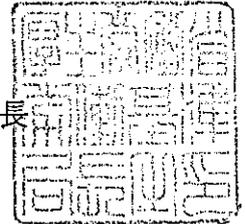
記

- 1 日 時 平成26年8月8日（金）  
午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 場 所 厚生労働省労働基準局第二会議室  
（東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館16階）
- 3 議 題 （1）じん肺管理区分決定に係る審査請求事案の審査について  
（2）石綿健康管理手帳不交付に係る審査請求事案の審査について  
（3）その他
- 4 連絡先 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課  
電話 03-5253-1111 内線 5495  
担当 小川、吉成、繁野

基 発 0 7 1 7 第 6 号  
平 成 2 6 年 7 月 1 7 日

中央じん肺診査医  
三浦 元彦 殿

厚生労働省労働基準局長



中央じん肺診査医会の開催について（通知）

標記会議を下記のとおり開催いたしますので、御多用中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、御出席くださいますよう御案内申し上げます。

記

- 1 日 時 平成26年8月8日（金）  
午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 場 所 厚生労働省労働基準局第二会議室  
（東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館16階）
- 3 議 題 (1) じん肺管理区分決定に係る審査請求事案の審査について  
(2) 石綿健康管理手帳不交付に係る審査請求事案の審査について  
(3) その他
- 4 連絡先 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課  
電話 03-5253-1111 内線 5495  
担当 小川、吉成、繁野

平成26年度 第2回中央じん肺診査医会

平成26年8月8日

14:00 ~ 16:30

厚生労働省労働基準局第2会議室

議 事 次 第

1 不服審査

(1) じん肺管理区分に関する審査

(第1号事案～第6号事案)

新規 5件

再審査 1件

2 その他

資料1 (じん肺管理区分決定不服審査の一覧)

資料2 (じん肺管理区分決定不服審査の個別概要)

参考1 (じん肺管理区分審査請求書等提出資料一式)

資料1：部内限

中央じん肺診査医会

じん肺管理区分決定に対する  
審査請求事案一覧

厚生労働省

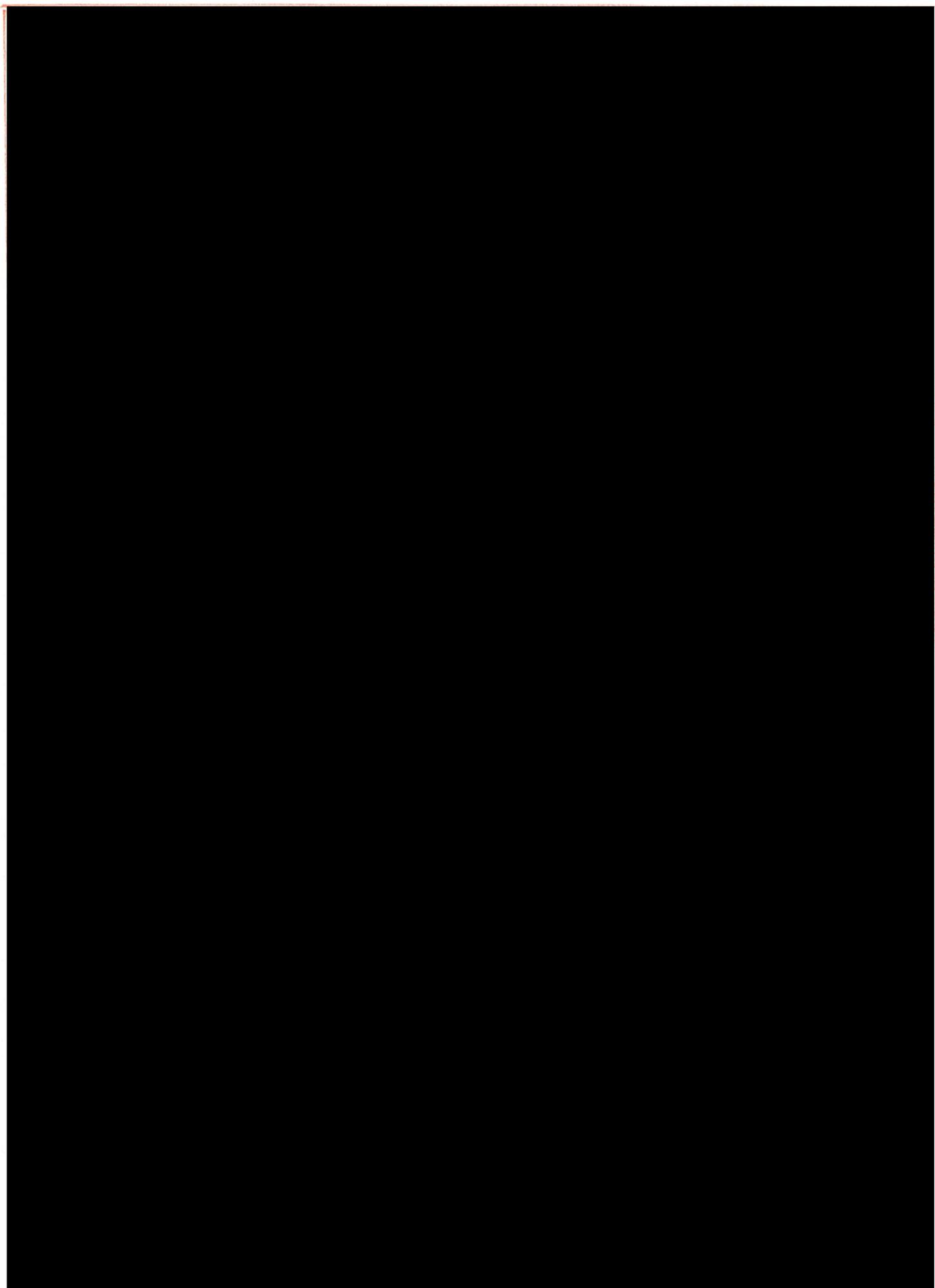


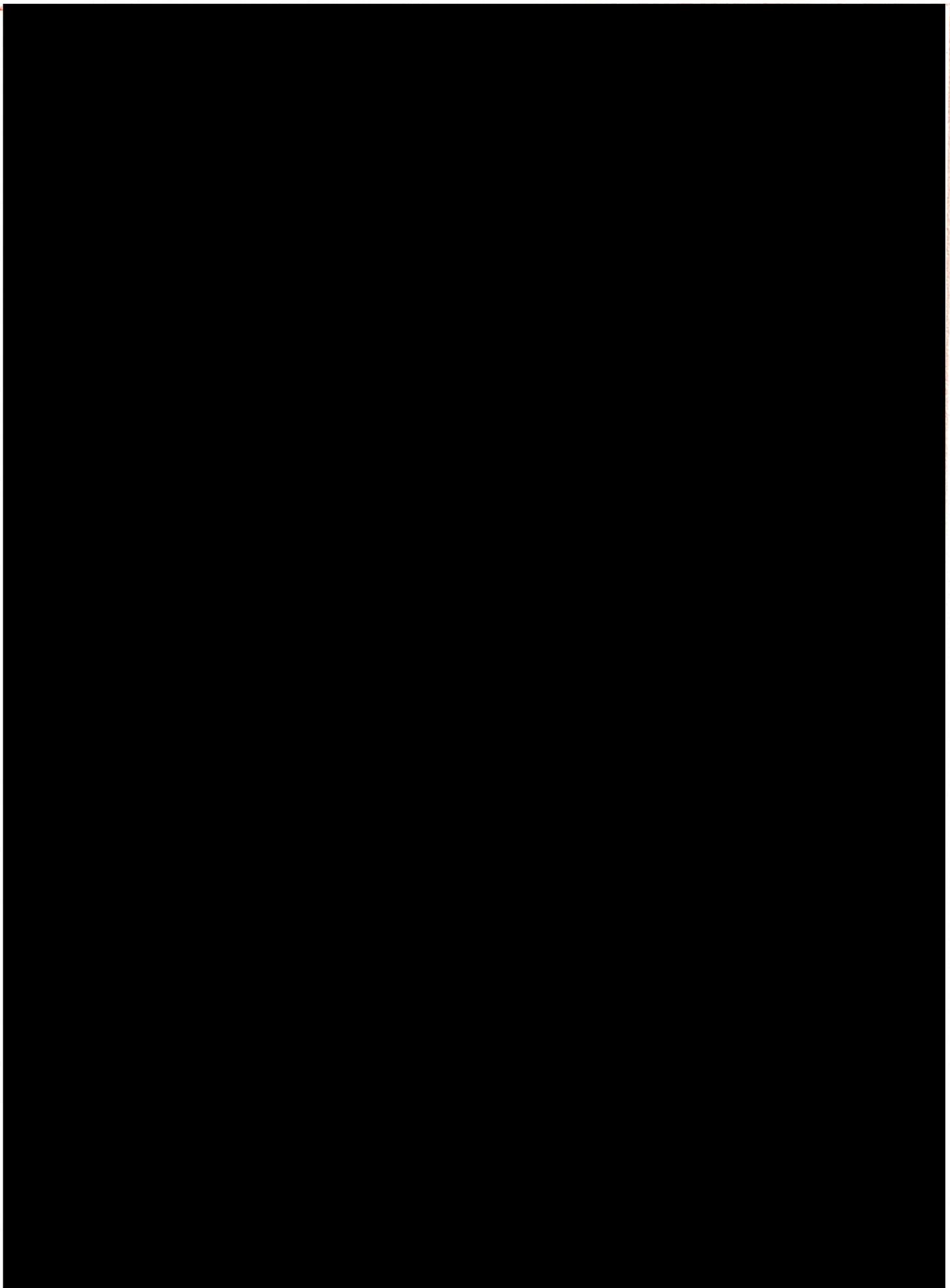
資料 2 : 部内限

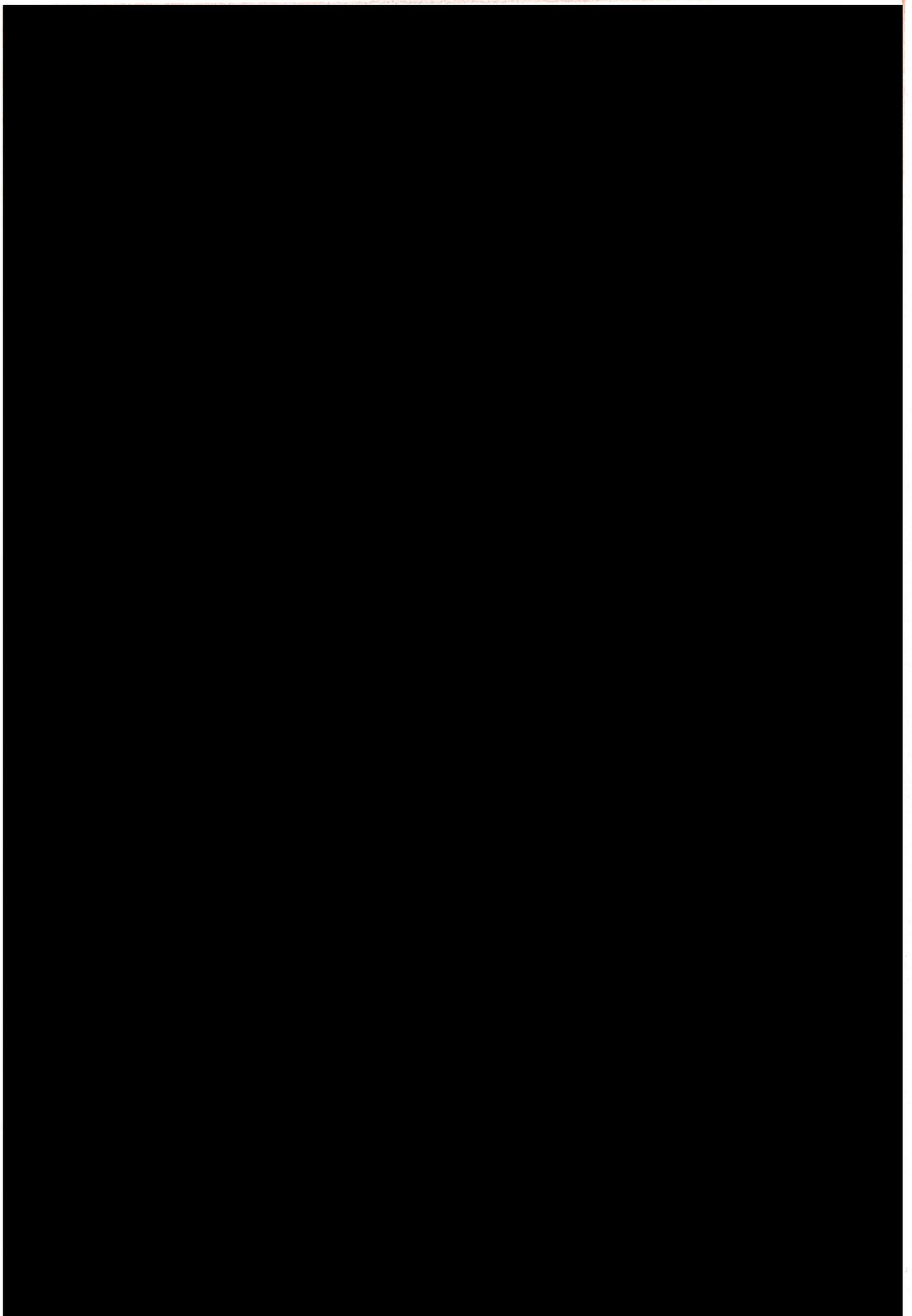
中央じん肺診査医会

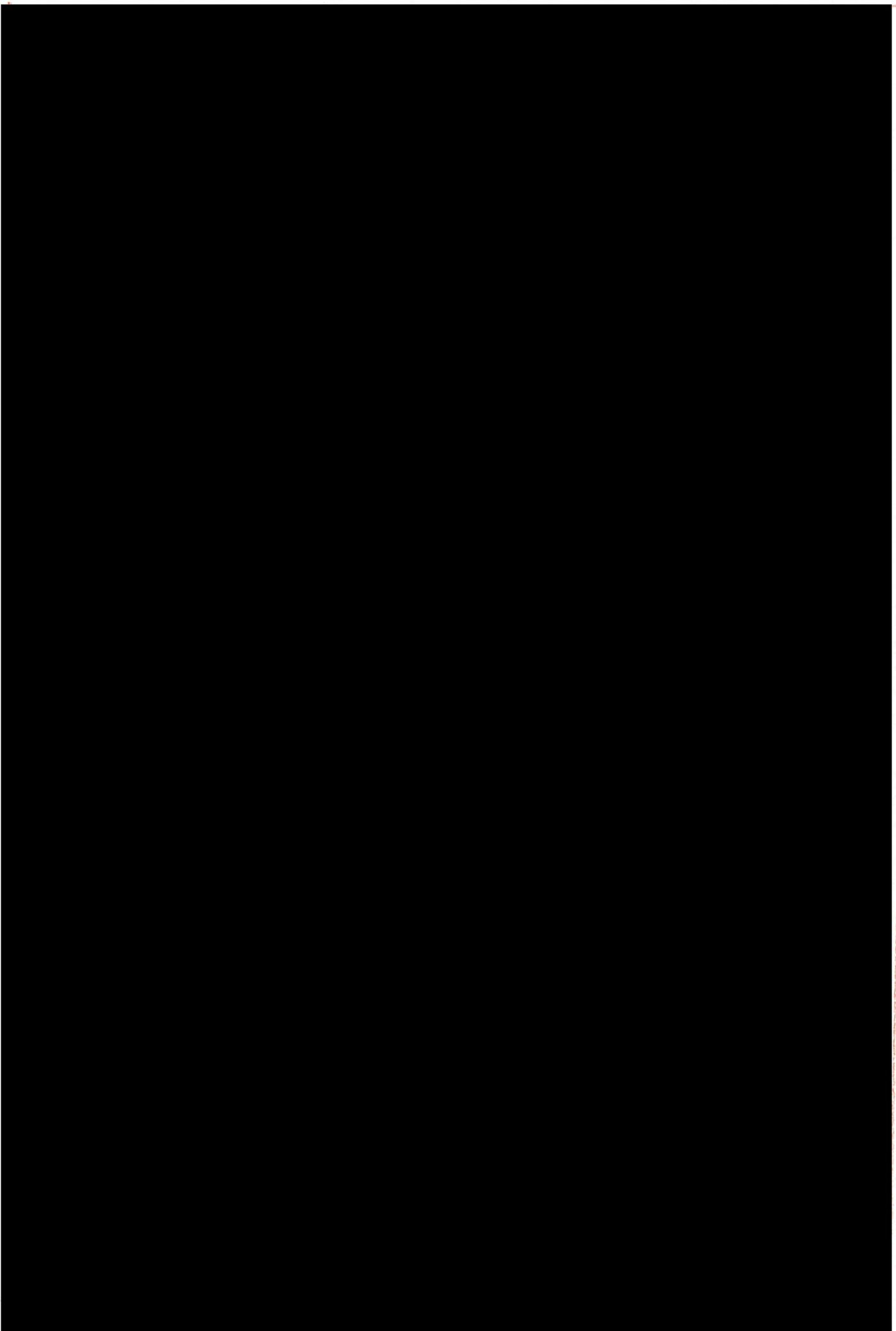
じん肺管理区分決定に対する  
審査請求事案概要

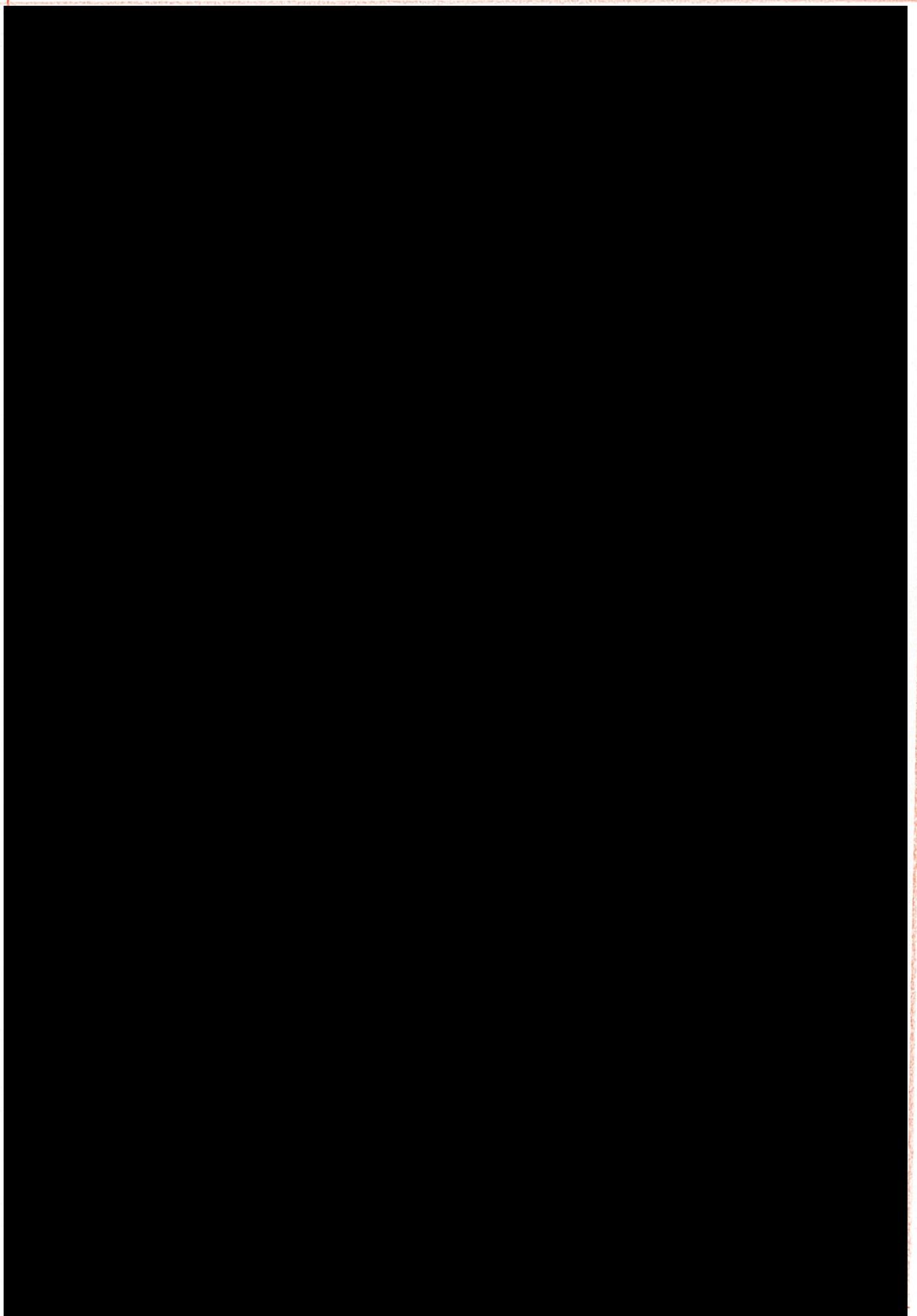
厚生労働省

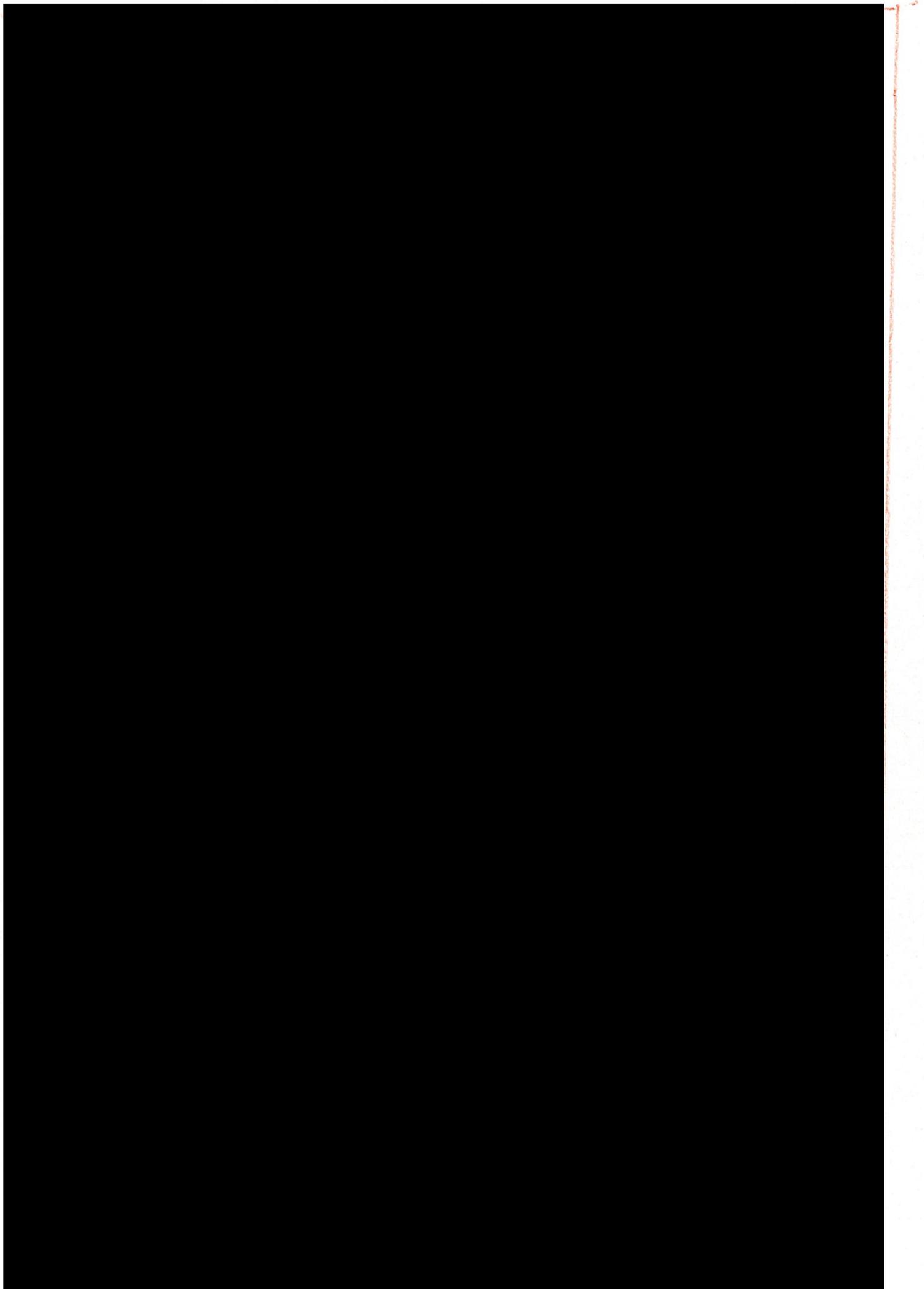










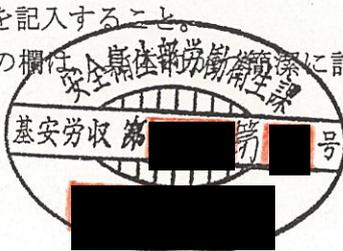


審 査 請 求 書

① 審査請求人の氏名、年齢及び住所	[Redacted]
審査請求に係る処分を受けた者の氏名、年齢及び住所	[Redacted]
審査請求に係る処分	[Redacted]
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長	[Redacted]
審査請求に係る処分のあった年月日	[Redacted]
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日	[Redacted]
② 審査請求の趣旨	[Redacted]
③ 審査請求の理由	[Redacted]
処分庁の教示	教示 [Redacted]
④ じん肺法第19条第5項の利害関係者の氏名及び住所	[Redacted]
添付資料	1. エックス線写真 [Redacted] 枚 2. じん肺健康診断の結果を証明する書面 [Redacted] 枚 3. その他の参考資料 [Redacted]
[Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 審査請求人氏名 [Redacted] 厚生労働大臣 田村寛久 殿	

備考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- ②及び③の欄は、[Redacted]に記入する



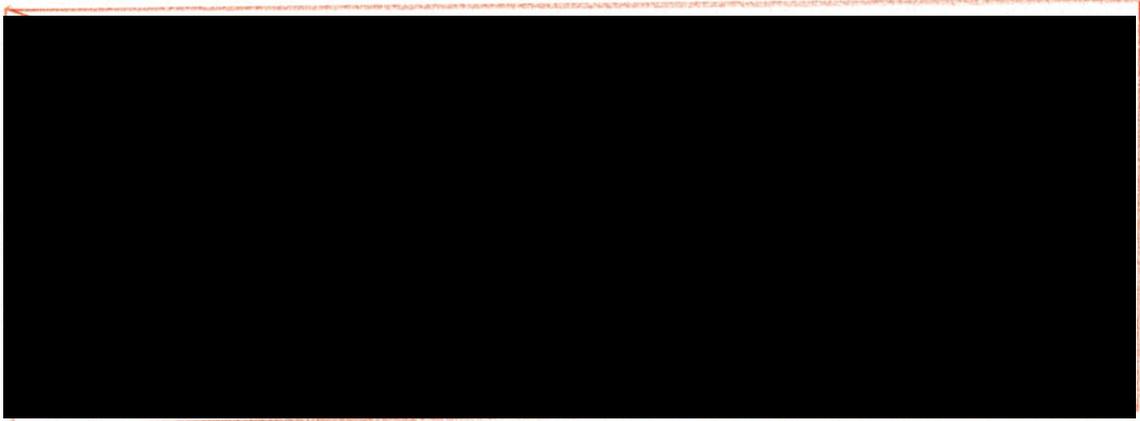
じん肺健康診断結果証明書

備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

# 地方じん肺診査医の意見書

平成 年 月 日に撮影した のエックス線写真審査の結果で、  
じん肺管理区分 に至った理由を下記のとおり述べる。

記



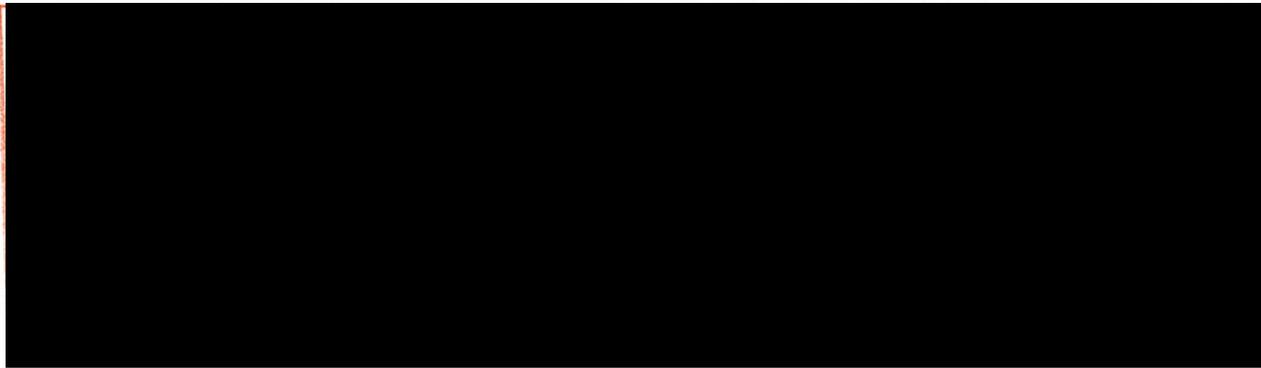
平成 年 月 日  
地方じん肺診査医



# 地方じん肺診査医の意見書

平成 年 月 日に撮影した のエックス線写真審査の結果で、  
じん肺管理区分 に至った理由を下記のとおり述べる。

記



平成 年 月 日  
地方じん肺診査医



DR (FRD) 撮像表示条件確認表

被撮影者 (申請者) 氏名		撮影日	平成	■■■■
撮影条件		診査受付条件		申請者の撮像表示条件
撮影条件	電圧 [kV]	110~140		■■■■
	焦点被写体間距離 [cm]	180~200		
装置等	(1)グリッド	格子比 12 : 1		■■■■
	高密度グリッド使用で撮影電圧が 120 kV 前後			
	上記以上の撮影電圧	格子比 14 : 1		■■■■
	(2)空間分解能 (画素数)	3500×3500 以上		■■■■
フィルムサイズがフルサイズ (半切) の場合、 イメージングプレート読み取り画素数 [pixel]				
画像処理条件				
階調処理	肺農部の最高濃度	1.6~2.0 程度		■■■■
周波数処理	マルチ周波数等処理を行わないこと			■■■■
その他				
コニカミノルタ	肺野濃度 (H)	■■■■		■■■■
	周波数強調度 (HF)			
	周波数強調タイプ (HF)			
	LUT			







審 査 請 求 書

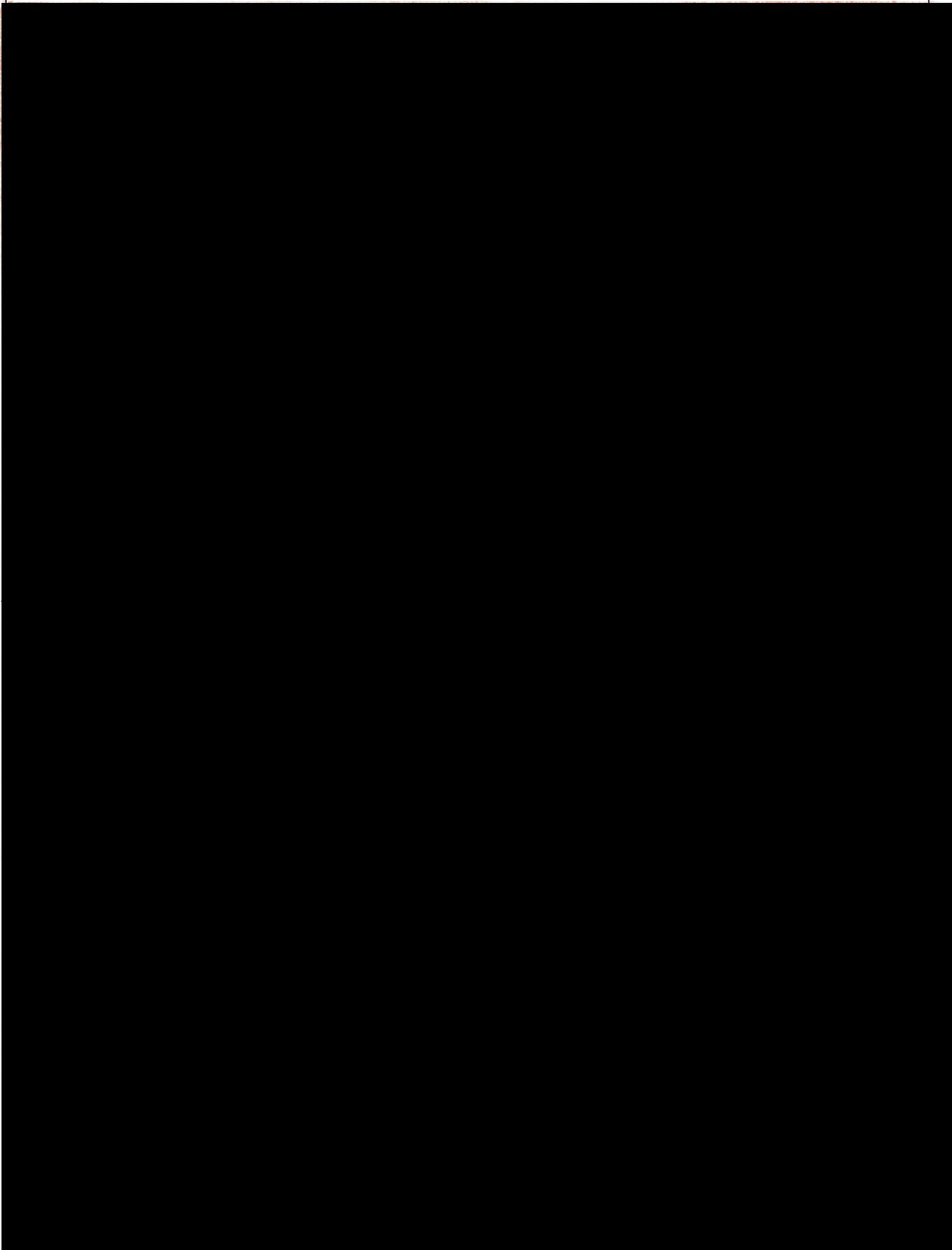
① 審査請求人の氏名、年齢及び住所	[Redacted]	
審査請求に係る処分を受けた者の氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分		
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長		
審査請求に係る処分のあった年月日		
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日		
② 審査請求の趣旨	[Redacted]	
③ 審査請求の理由		
処 分 庁 の 教 示		
④ じん肺法第19条第5項の利害関係者の氏名及び住所	[Redacted]	
添付資料	1. エックス線写真 2. じん肺健康診断の結果を証明する書面 3. その他の参考資料	枚 枚
[Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 厚生労働大臣 田村憲久 殿		審査請求人氏名 [Redacted]

備考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- ②及び③の欄は、具体的な労働条件を記入すること。



じん肺健康診断結果証明書



備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

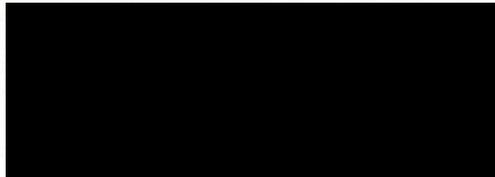
# 地方じん肺診査医の意見書

平成 年 月 日に撮影した のエックス線写真審査の結果で、  
じん肺管理区分 に至った理由を下記のとおり述べる。

記



平成 年 月 日  
地方じん肺診査医

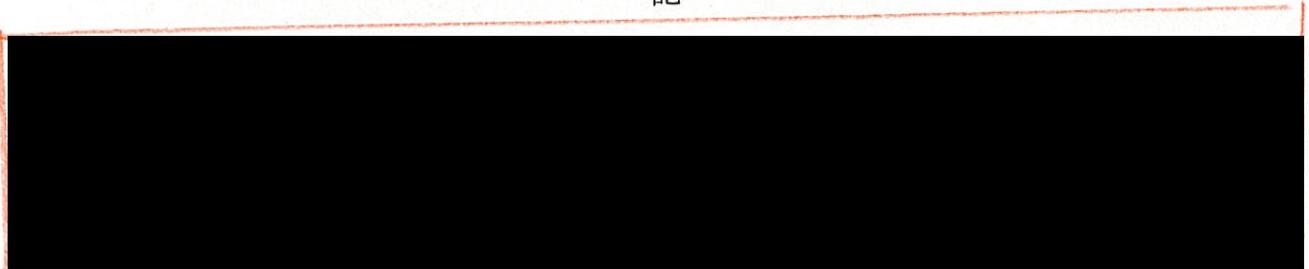


印

## 地方じん肺診査医の意見書

平成 年 月 日に撮影した のエックス線写真審査の結果で、  
じん肺管理区分 に至った理由を下記のとおり述べる。

記



平成 年 月 日  
地方じん肺診査医



印

第 号  
 平成 年 月 日

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局長

平成 年 月 日本職あて [提出申請] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出申請] に基づき、

じん肺法 [第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）  
 第15条第3項において準用する同法第13条第2項  
 第16条第2項において準用する同法第13条第2項] の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があつた日から1年を経過した場合は除きます。）  
 また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合は除きます。）  
 なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏名	住所	じん肺管理区分	備考			
			じん肺健康診断の結果			療養の要否
			エックス線写真の像	肺機能の障害	かかっている合併症の名称	
以下	余白	管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR <sub>0</sub> PR <sub>1</sub> PR <sub>2</sub> PR <sub>3</sub> PR <sub>4</sub> (A, B) PR <sub>4</sub> (C)	F(-) F(+) F(++)		要否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR <sub>0</sub> PR <sub>1</sub> PR <sub>2</sub> PR <sub>3</sub> PR <sub>4</sub> (A, B) PR <sub>4</sub> (C)	F(-) F(+) F(++)		要否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

- PR<sub>0</sub> じん肺の所見がない。
- PR<sub>1</sub> エックス線写真の像が第1型である。
- PR<sub>2</sub> エックス線写真の像が第2型である。
- PR<sub>3</sub> エックス線写真の像が第3型である。
- PR<sub>4</sub> (A, B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。
- PR<sub>4</sub> (C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。
- F(-) じん肺による肺機能の障害がない。
- F(+)
- F(++)



## DR (FRD) 撮像表示条件確認表

被撮影者 (申請者) 氏名		撮影日	平成	申請者の撮像表示条件
<b>撮影条件</b>		<b>診査受付条件</b>		
撮影条件	電圧 [kV]	110~140		
	焦点被写体間距離 [cm]	180~200		
装置等	(1)グリッド	/		
	高密度グリッド使用で撮影電圧が 120kV 前後	格子比 12 : 1		
	上記以上の撮影電圧	格子比 14 : 1		
	(2)空間分解能 (画素数)	/		
	フィルムサイズがフルサイズ (半切) の場合、 イメージングプレート読み取り画素数 [pixel]	3500×3500 以上		
<b>画像処理条件</b>				
階調処理	肺農部の最高濃度	1.6~2.0 程度		
周波数処理	マルチ周波数等処理を行わないこと	/		
<b>その他</b>				
コニカミノルタ	肺野濃度 (H)			
	周波数強調度 (HF)			
	周波数強調タイプ (HF)			
	LUT			

検索結果 (個人情報)

総件数

個人情報

対象者氏名 (フリガナ)	性別	生年月日	年齢	電話番号
住所	健康管理手帳番号			

管理区分決定歴情報

決定年月日	受付番号	決定局	根拠 条文	健康診断実施機関	管理区分	P	R	F	合併症	症状確認日	勤奨・ 促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出命令年月日
[Redacted]																	

粉じん作業歴情報

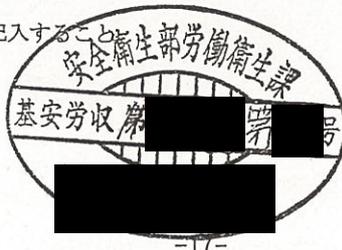
事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類	粉じん作業従事期間計
[Redacted]				

審査請求書

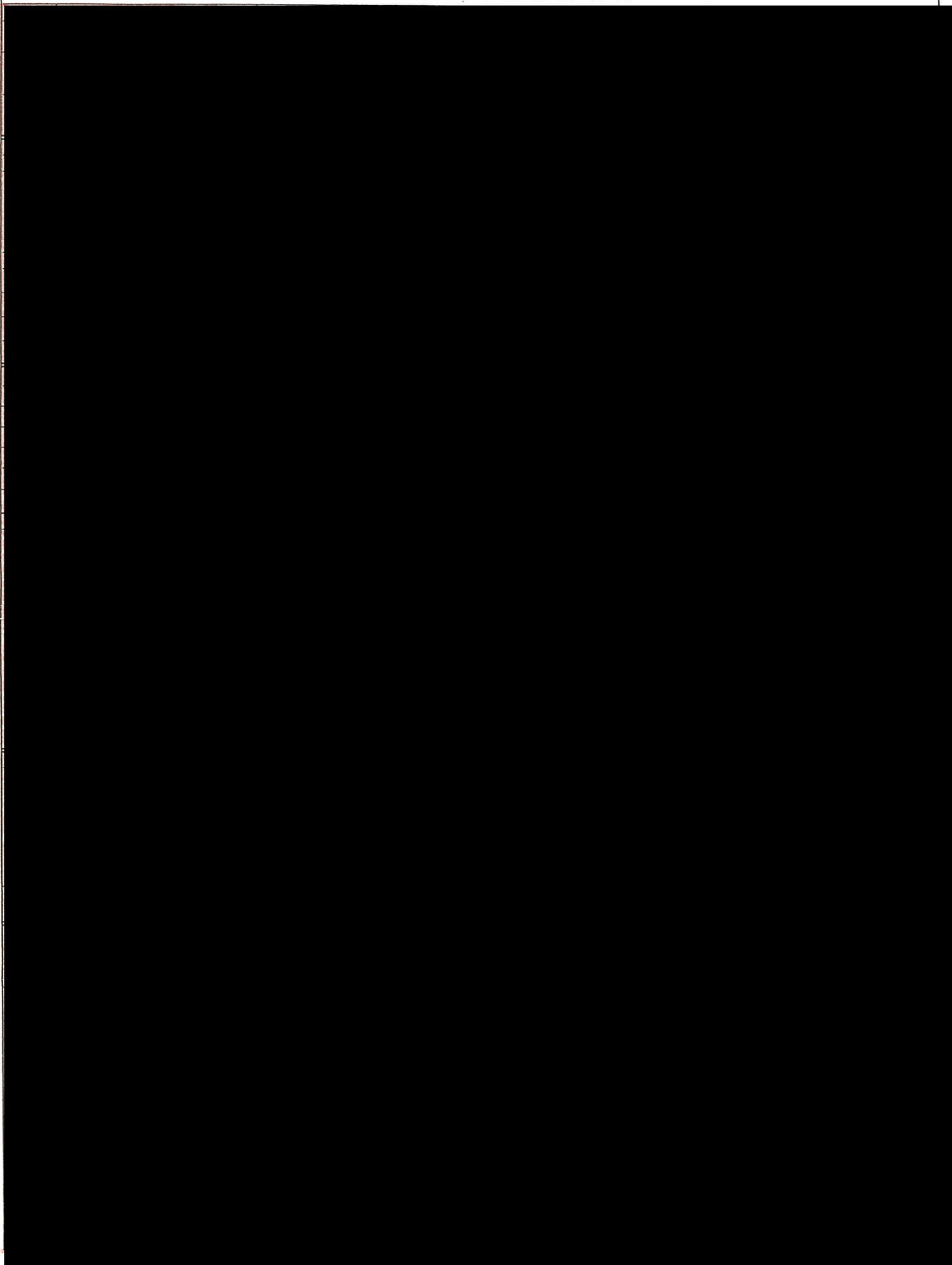
①審査請求人の氏名・年齢・住所	[Redacted]	
審査請求に係る処分を受けた者の氏名・年齢・住所	[Redacted]	
審査請求に係る処分	[Redacted]	
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長	[Redacted]	
審査請求に係る処分のあった年月日	[Redacted]	
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日	[Redacted]	
② 審査請求の趣旨	[Redacted]	
③ 審査請求の理由	[Redacted]	
処分庁の教示	[Redacted]	
④じん肺法第 19 条第 5 項の利害関係者の氏名及び住所	[Redacted]	
送 付 資 料	1、エックス線写真	[Redacted] 枚
	2、じん肺健康診断の結果を証明する書面	[Redacted] 枚
	3、その他の参考資料	[Redacted]
平成 [Redacted] 日	審査請求人 氏名	[Redacted]
	厚生労働大臣	田村憲久 殿

備考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称及び主たる事務所の
- ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること



じん肺健康診断結果証明書



備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

第 [ ] 号  
 平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日  
 労収基第 [ ]

じん肺管理区分決定通知書

[ ] 殿

[ ] 労働局長

平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日日本職あて [提出申請] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出申請]

じん肺法 第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）  
 第15条第3項において準用する同法第13条第2項  
 第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。  
 なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。）  
 また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）  
 なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏名	住所	じん肺管理区分	備考			療養の要否
			じん肺健康診断の結果			
			エックス線写真の像	肺機能の障害	かかつて いる合併 症の名称	
以下余白		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR0 PR1 PR2 PR3 PR4(A, B) PR4(C)	F(-) F(+) F(++)		要 否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR0 PR1 PR2 PR3 PR4(A, B) PR4(C)	F(-) F(+) F(++)		要 否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

- PR<sub>0</sub> じん肺の所見がない。
- PR<sub>1</sub> エックス線写真の像が第1型である。
- PR<sub>2</sub> エックス線写真の像が第2型である。
- PR<sub>3</sub> エックス線写真の像が第3型である。
- PR<sub>4</sub> (A, B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。
- PR<sub>4</sub> (C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。
- F(-) じん肺による肺機能の障害がない。
- F(+ ) じん肺による肺機能の障害がある。
- F(++ ) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

平成 年 月 日

厚生労働大臣  
田村 憲久 殿

地方じん肺診査医

氏 名

氏 名

意見書の提出について

平成 年 月 日に決定を行った (昭和 年 月 日生) に係るじん肺  
管理区分について、下記のとおり意見を申し述べます。

(診査に用いられたX写真等の撮影年月日 平成 年

(診査に用いられた肺機能検査年月日 平成 年

記

## じん肺管理区分決定申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		
添付資料	1 エックス線写真	枚
	2 じん肺健康診断の結果を証明する書面	枚
	3 その他の参考資料	
じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する ( ) であることに相違ありません。 平成 年 月 日 職 事業者 氏名	
事業者への通知の諾否	平成 年 月 日 郵便番号 住所 申請者 氏名 電話 氏名 社長殿	

備考

- 1 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 3 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の諾否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諾否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 4 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

勤務期間	職種	事業所名 元請会社名 下請会社名	申立て人本人が行なった作業内容。 できるだけ具体的に	勤一 務月 日平均 数	振動工具の使用状況				いままで にかかった 病気や けが	振動病 検診の 有無 年月日 病院名	しびれ、痛みなどの自覚症状の発現時期とその 態、治療したときは病院名
					使用した 振動工 具	一日平均 使用時間	一月平均 使用日数	振動業 務従事 年数			



200 年 月 日

労働基準監督署長殿

以上のとおり相違ありません

住 所

氏 名

電話番号

※全ての職歴を記入のこと

勤務期間	職種	事業所名 元請会社名 下請会社名	申立て人本人が行なった作業内容。できるだけ具体的に	勤一月日平均数	振動工具の使用状況				いままでにかかった病気やけが	振動病検査の有無 年月日 病院名	しびれ、痛みなどの自覚症状の発現時期とその状態、治療したときは病院名
					使用した振動工具	一日平均使用時間	一月平均使用日数	振動業務従事年数			

200 年 月 日

労働基準監督署長殿

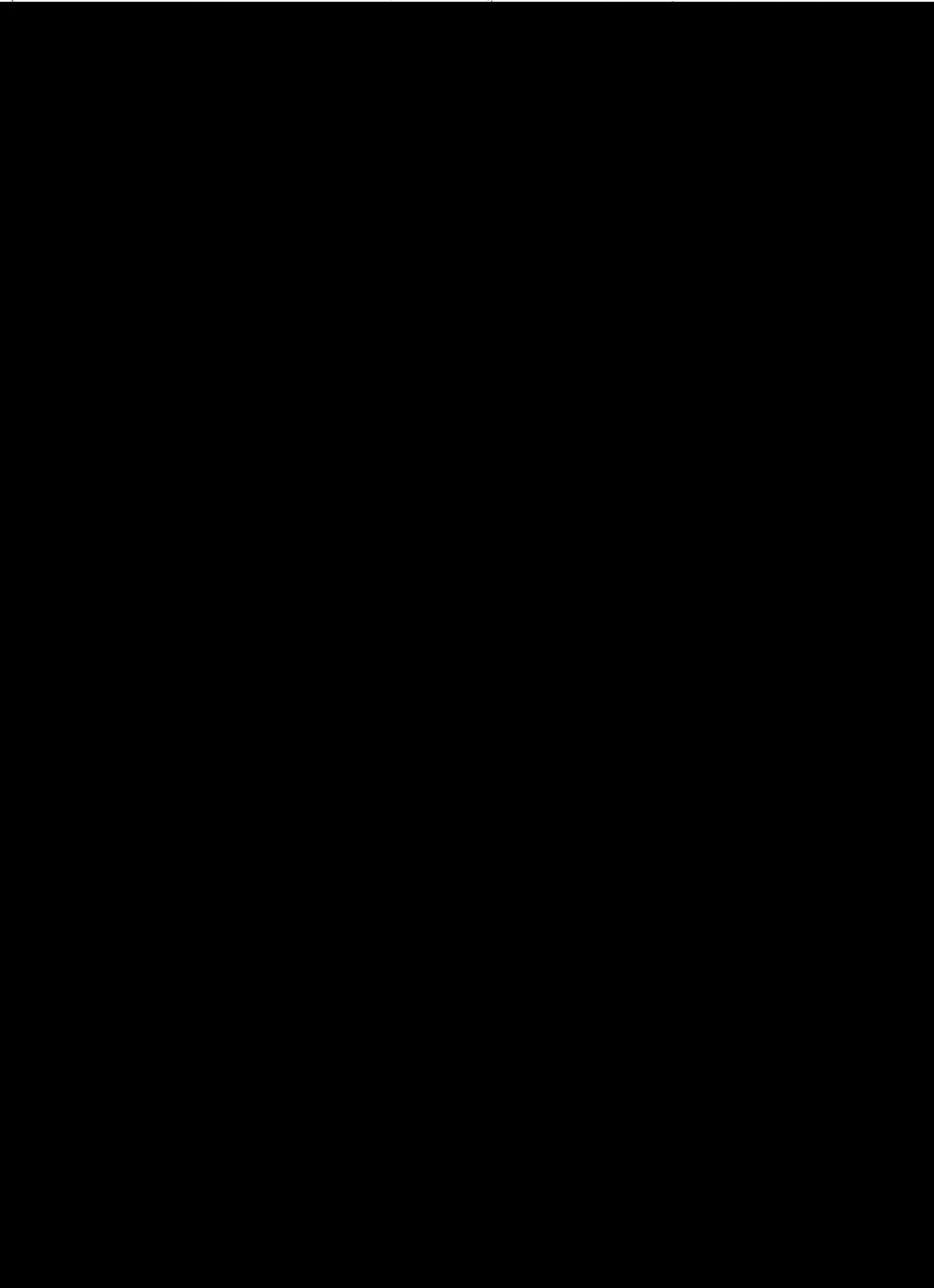
以上のとおり相違ありません

住所

氏名

電話番号

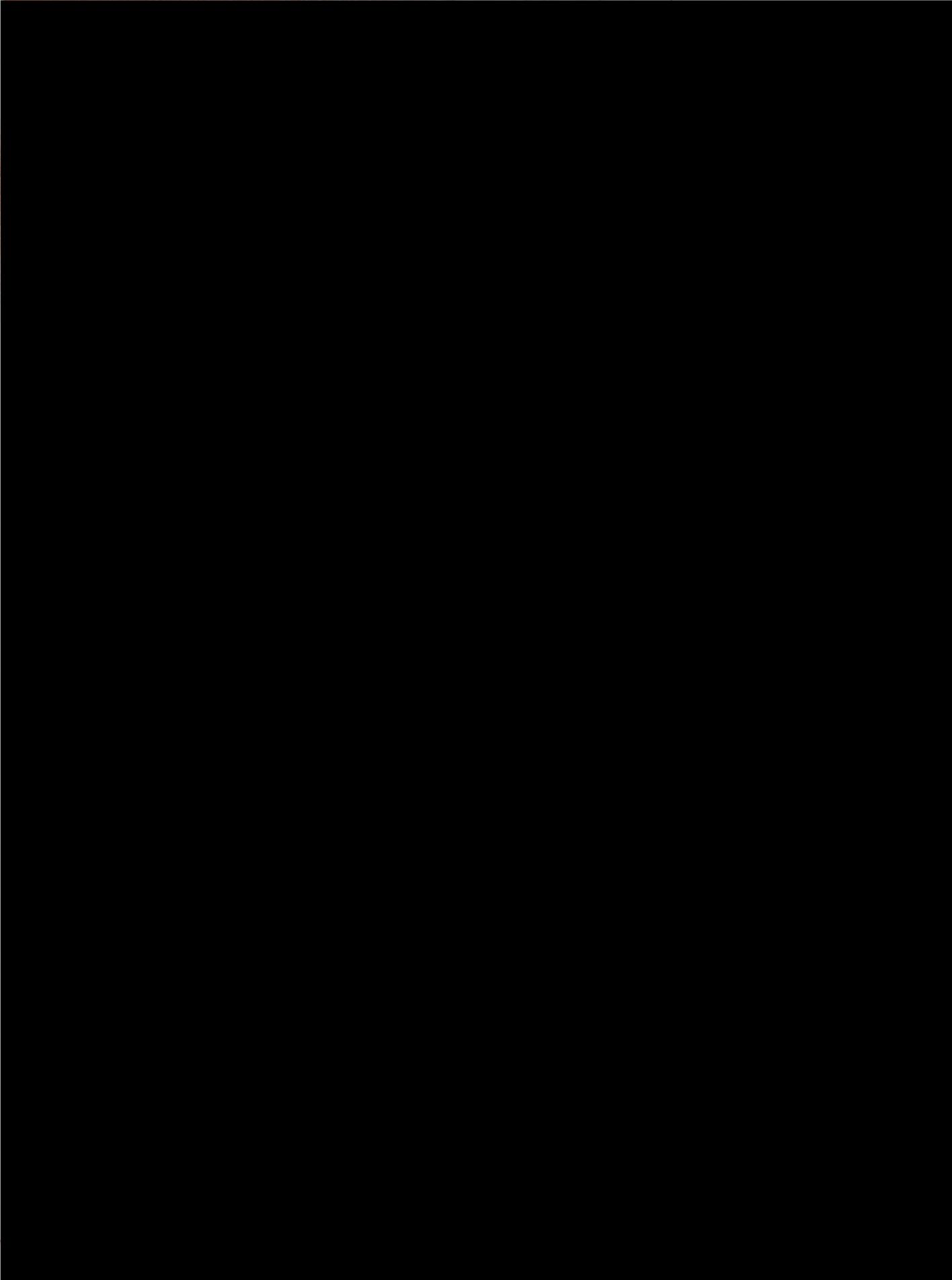
※全ての職歴を記入のこと

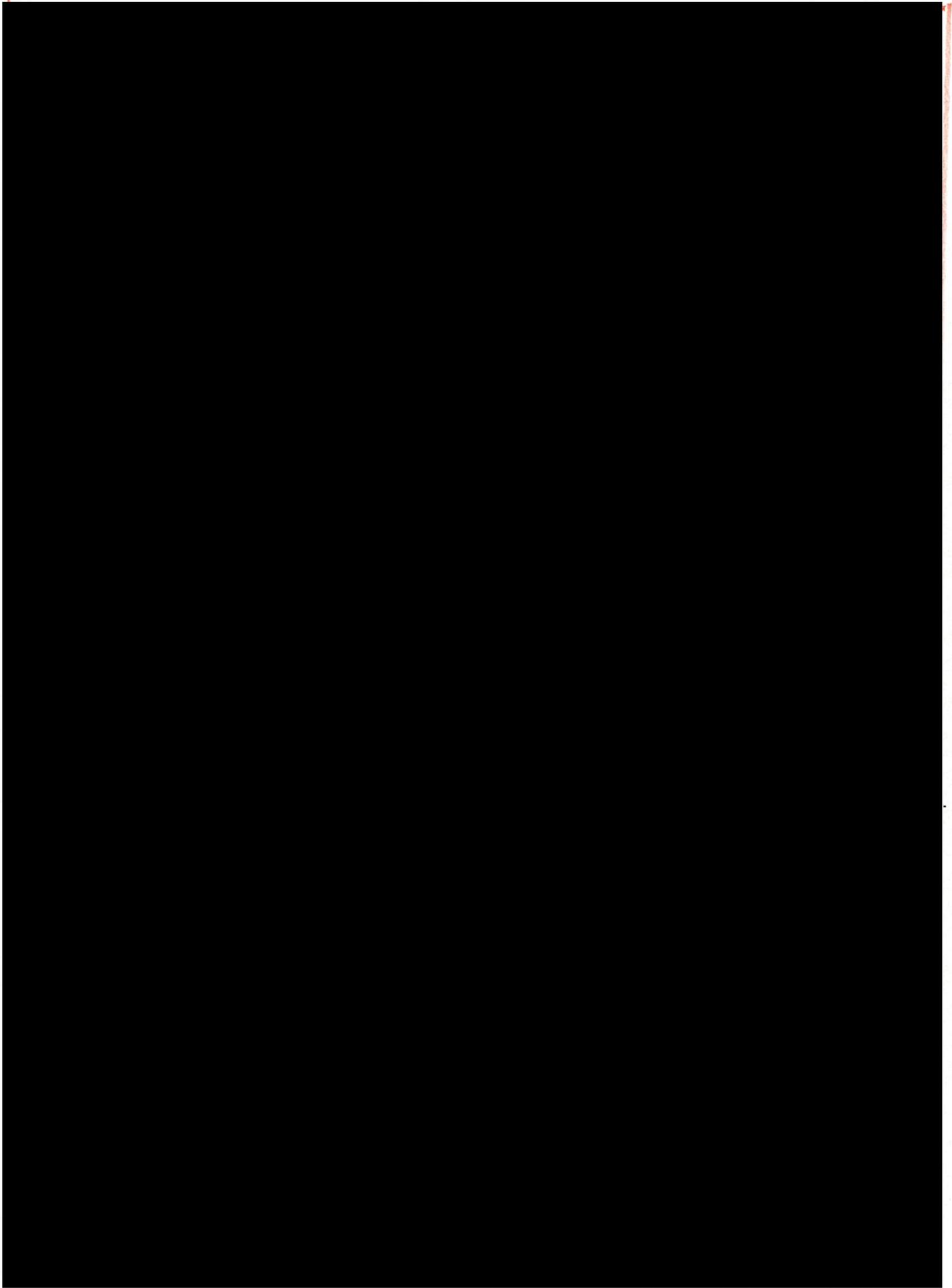


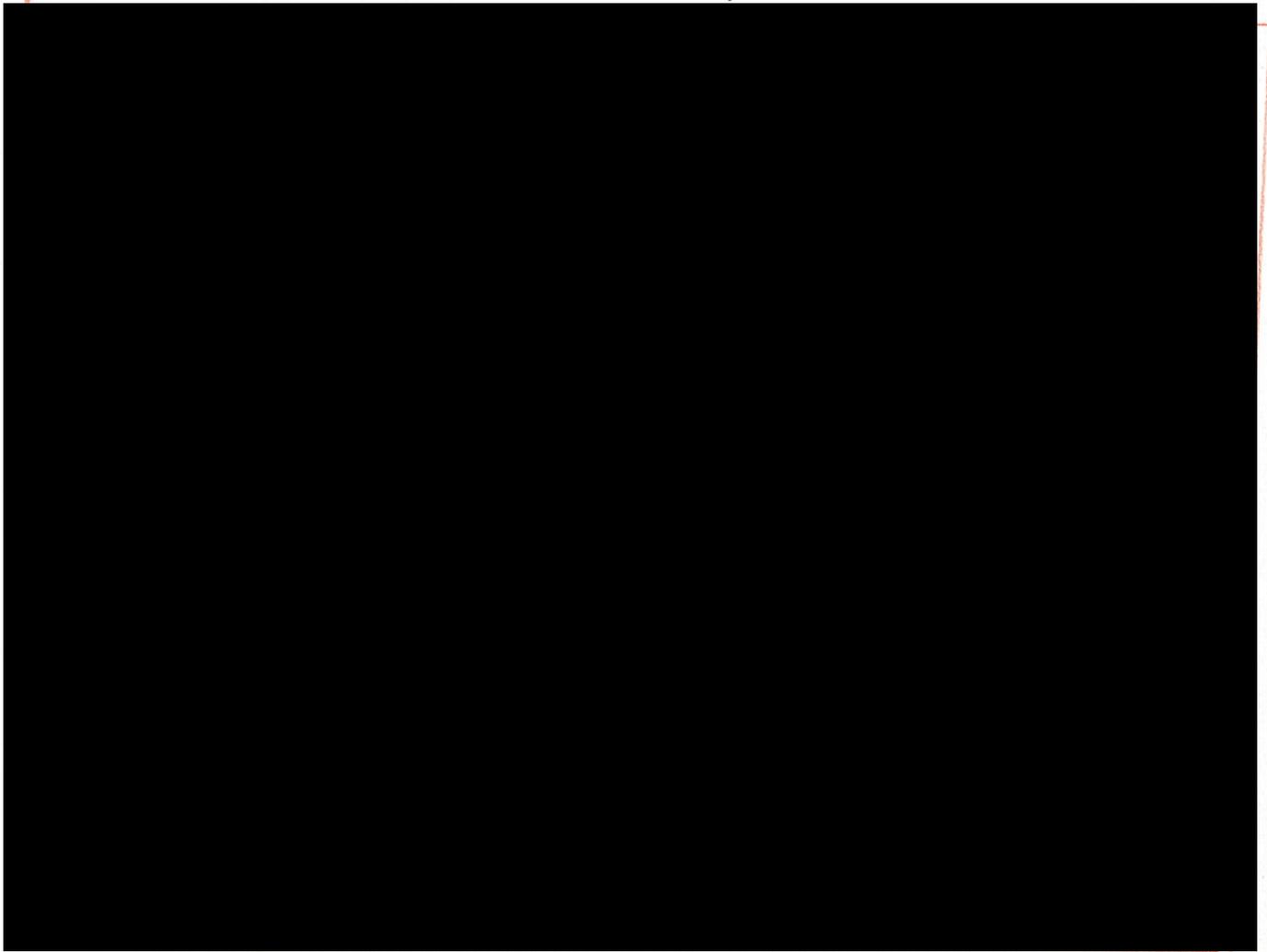
(別添) じん肺健康診断における肺機能検査評価等

☐ 新たに追加された指標等

	氏名	性別	身長(m)	年齢(歳)	肺機能検査(1次検査)						肺機能検査(2次検査)				喫煙歴		
					1秒量予測値(l)①	肺活量予測値(l)②	肺活量(l)③	努力肺活量(l)④	1秒量(l)⑤	1秒率(%)⑥	%1秒量(%)⑦	%肺活量(%)⑧	酸素分圧(Torr)⑨	炭酸ガス分圧(Torr)⑩		肺動脈血酸素分圧(Torr)⑪	肺動脈血酸素分圧較差限界値
	〇〇〇		〇.〇〇	〇〇	【男性】 $0.036 \times \text{身長(cm)} - 0.028 \times \text{年齢} - 1.178$ (L) 【女性】 $0.022 \times \text{身長(cm)} - 0.022 \times \text{年齢} - 0.005$ (L)	【男性】 $0.045 \times \text{身長(cm)} - 0.023 \times \text{年齢} - 2.258$ (L) 【女性】 $0.032 \times \text{身長(cm)} - 0.018 \times \text{年齢} - 1.178$ (L)	(実測値)	(実測値)	(実測値)	$⑤/④ \times 100$	$⑦/① \times 100$	$⑧/② \times 100$	(実測値)	(実測値)	$150 - ⑩/0.83 - ⑨$	AaDO <sub>2</sub> 限界値表より	なし、やめた、吸っている ○本/日×○年 (○~○歳)
1																	
2																	なし
3																	なし
4																	なし、やめた 本/日×年 (歳~歳),吸っている
5																	なし、やめた 本/日×年 (歳~歳),吸っている
6																	なし、やめた 本/日×年 (歳~歳),吸っている
7																	なし、やめた 本/日×年 (歳~歳),吸っている
8																	なし、やめた 本/日×年 (歳~歳),吸っている
9																	なし、やめた 本/日×年 (歳~歳),吸っている







CR 撮像表示条件確認表

申請者名

撮影日

( 年 月 日 )

比較読影に用いた写真(いずれかに○)

- ( ) じん肺標準エックス線写真集(平成23年3月)電子媒体版
- ( ) じん肺標準エックス線フィルム(昭和53年)

撮影条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
電圧	110~140 [kV]	
焦点被写体間距離	180~200 [cm]	
グリッド	高密度グリッド使用で撮影電圧が120[kV]前後の時は格子比12:1 上記以上の撮影電圧の時は格子比14:1とすること	
空間分解能(画素数)	フィルムサイズがフルサイズ(半切)の場合 イメージングプレート読み取り画素数3500×3500 [pixel] 以上とすること	

画像処理条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
階調処理	肺野部の最高濃度を1.6~2.0程度とすること	
周波数処理	低空間周波数(0周波数)成分に対して高周波成分(0.2cycle/mm以上) におけるレスポンスを1.0~1.2倍程度とすること (なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、 上記範囲内であること。)	

メーカー毎画像処理条件(50音順)

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
ケアストリーム ヘルス①	Density Shift	-0.3	
	Contrast Factor	1.6~1.8	
	Matrix Size	35~75	
	High Density Boost	0.05~0.1	
	Low Density Boost	0~0.05	

ケアストリーム ヘルス②	※	ア	イ	ウ	エ	ア・イ・ウ・エ(該当に○)
	Brightness	6	6	6	7	
	Latitude	-4	-4	-6	-5	
	Detail Contrast	-7	-8	-6	-6	

※ア~エいずれかの条件を満たす必要がある。例えばアの条件の場合、Brightness 6、Latitude -4、Detail Contrast -7である必要がある。

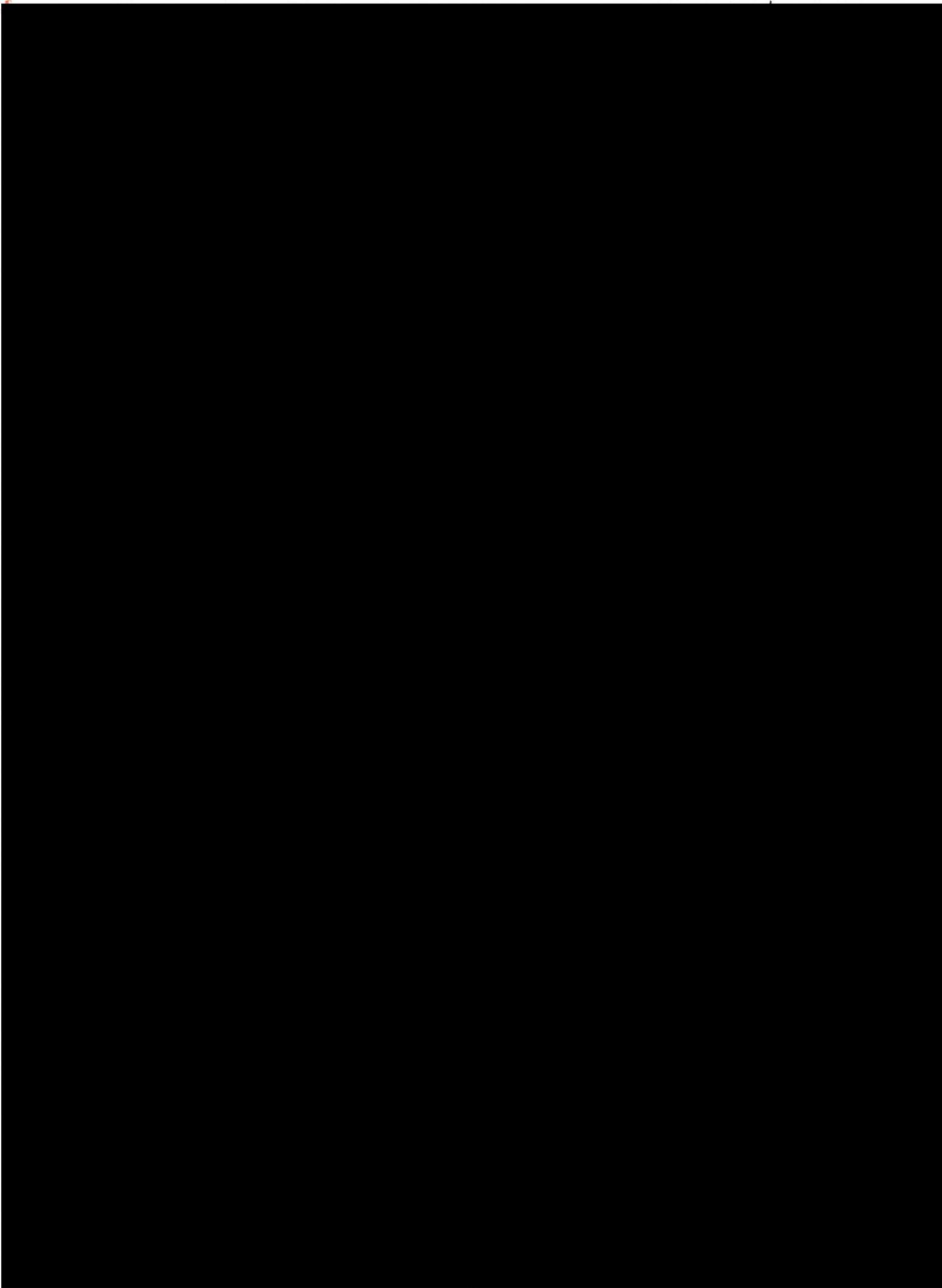
コニカミノルタ①	肺野濃度	1.6~1.8
	強調度	0.1~0.3
	マスクサイズ	7
	LUT	THX-2

コニカミノルタ②	肺野濃度(H)	1.6~1.8
	HEタイプ	HE-STANDARD2
	HE強調度(低濃度側強調)	0.00~0.30
	HE強調度(高濃度側強調)	0.00
	HFタイプ	HF-STANDARD5
	HF強調度(低濃度側強調)	0.00
	HF強調度(高濃度側強調)	0.00~0.30
LUT	THX-2	

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
富士フィルム①	GA(回転量)	0.9~1.0	[REDACTED]
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN(周波数ランク)	4	
	RE(周波数強調度)	0.0~0.2	
富士フィルム②	GA(回転量)	0.9~1.0	[REDACTED]
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN/MRB(周波数ランク)	4/C	
	RE/MRE(周波数強調度)	0.0~0.2/0	
	DRN/ MDB	2/A	
	DRT/MDT	B/B	
	DRE/ MDE	0.0~0.6/0.0~0.6	

確認日 ( [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日)

判定 ( [REDACTED] )



# じん肺健康管理台帳

労働局

整理番号	[Redacted]		氏名		[Redacted]		[Redacted]		TEL		[Redacted]	
	[Redacted]		生年月日		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]	
住所			[Redacted]			[Redacted]			[Redacted]			
粉じん			[Redacted]			所在地			[Redacted]			
事業場名			[Redacted]			[Redacted]			[Redacted]			
じん肺診査経過 処理簿番号	決定 年月日	申請区分	粉じん作 業号別	経験年数	じん肺 管理区分	じん肺健康診断の結果			療養の 要否	症状 確認日		
[Redacted]						エックス線 写真の像	肺機能の障害	かかっている 合併症の名称	[Redacted]			
[Redacted]												

検索結果（個人情報）

総件数

個人情報

対象者氏名 (フリガナ)	性別	生年月日	年齢	電話番号
住所	健康管理手帳番号			

管理区分決定歴情報

決定年月日	受付番号	決定局	根拠条文	健康診断実施機関	管理区分	P	R	F	合併症	症状確認日	勧奨・促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出命令年月日
[Redacted]																	

粉じん作業歴情報

事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類	粉じん作業従事期間計
[Redacted]				

平成 年 月 日

労働局長 殿

地方じん肺診査医

じん肺管理区分の決定について

平成 年 月 日実施した標記について、下記の者に係る診査結果を報告する。

記

- 1 診 査 対 象 者 氏 名
- 2 じ ん 肺 管 理 区 分
- 3 エ ッ ク ス 線 写 真 の 像
- 4 肺 機 能 の 障 害
- 5 か か っ て い る  
合 併 症 の 名 称
- 6 療 養 の 要 否
- 7 症 状 確 認 日
- 8 再 ・ 追 加 検 査 等

# じん肺診査対象者リスト

平成 年 月 日  
労働局

X線	番号	申請者氏名	健診機関名	経過		診査結果	備考
[Redacted Content]							

-35-

平成 年 月 日 診査を行った結果は、診査結果欄に記載のとおりです。 地方じん肺診査医

# じん肺診査対象者リスト

平成 年 月 日  
労働局

X線	番号	申請者氏名	健診機関名	経過	診査結果	備考
[Redacted Content]						

平成 年 月 日 診査を行った結果は、診査結果欄に記載のとおりです。 地方じん肺診査医

[Redacted Signature]

審 査 請 求 書

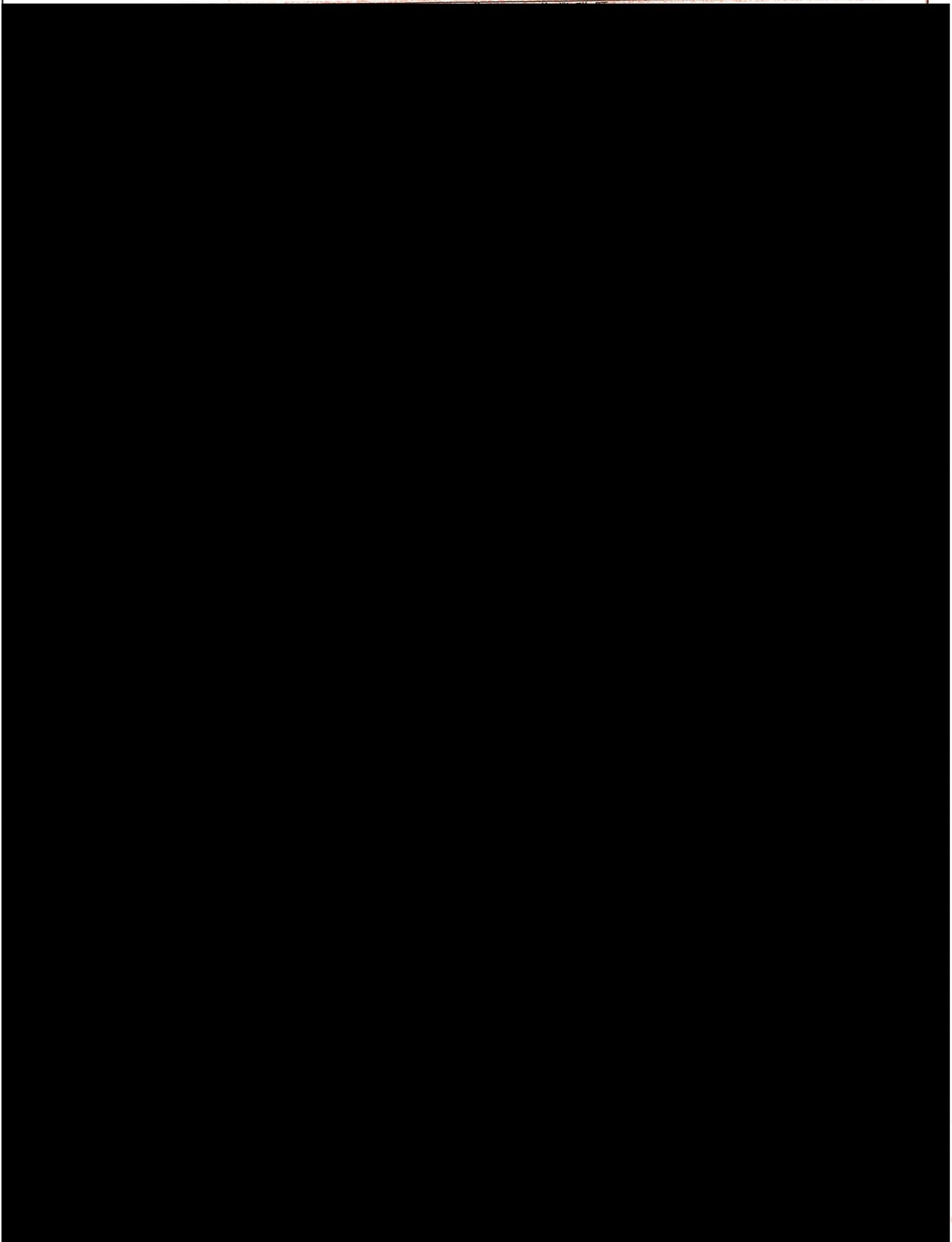
① 審査請求人の氏名、年齢及び住所	[Redacted]	
審査請求に係る処分を受けた者の氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分		
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長		
審査請求に係る処分のあった年月日		
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日		
②審査請求の趣旨	[Redacted]	
③審査請求の理由	[Redacted]	
処分庁の教示	教示の内容	[Redacted]
④ じん肺法第19条第5項の利害関係者の氏名及び住所	[Redacted]	
添付資料	1. エックス線写真	[Redacted] 枚
	2. じん肺健康診断の結果を証明する書面	[Redacted] 枚
	3. その他の参考資料	[Redacted]
平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日	[Redacted]	
厚生労働大臣 田村 憲久 殿	審査請求人氏名 [Redacted]	

備考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び所在地、所在地の所在地を記入すること。
- ②及び③の欄は、具体的に簡潔に記入すること。



じん肺健康診断結果証明書



備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に関する欄の記入を要しないこと。

基 発 基 第 号  
平 成 年 月 日

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日本職あて [提出(申請)] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出(申請)] に基づき、

じん肺法 [第13条第2項 (同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。)  
(第15条第3項において準用する同法第13条第2項)  
第16条第2項において準用する同法第13条第2項] の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます (決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。)

また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての判決を経た後に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます (判決があつた日から1年を経過した場合を除きます。)

なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、判決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の 要 否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかつて いる合併 症の名称	
以下 余 白		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR0 PR1 PR2 PR3 PR4(A, B) PR4(C)	F (-) F (+) F (++)		要 否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR0 PR1 PR2 PR3 PR4(A, B) PR4(C)	F (-) F (+) F (++)		要 否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR0 じん肺の所見がない。

PR1 エックス線写真の像が第1型である。

PR2 エックス線写真の像が第2型である。

PR3 エックス線写真の像が第3型である。

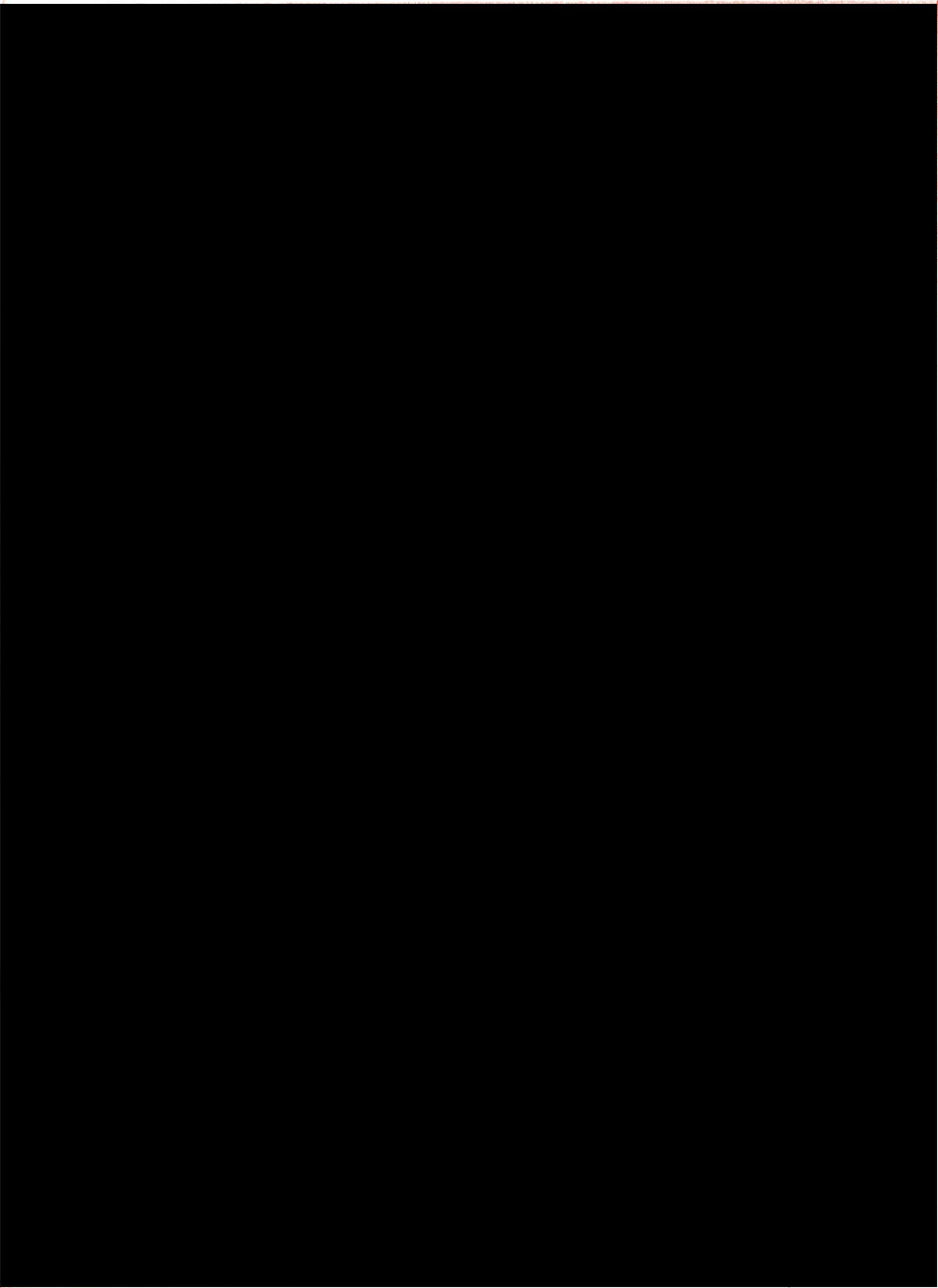
PR4 (A, B) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの) である。

PR4 (C) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの) である。

F (-) じん肺による肺機能の障害がない。

F (+) じん肺による肺機能の障害がある。

F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。





平成 年 月 日

厚生労働大臣  
田村 憲久 殿

地方じん肺診査医

氏名

氏名

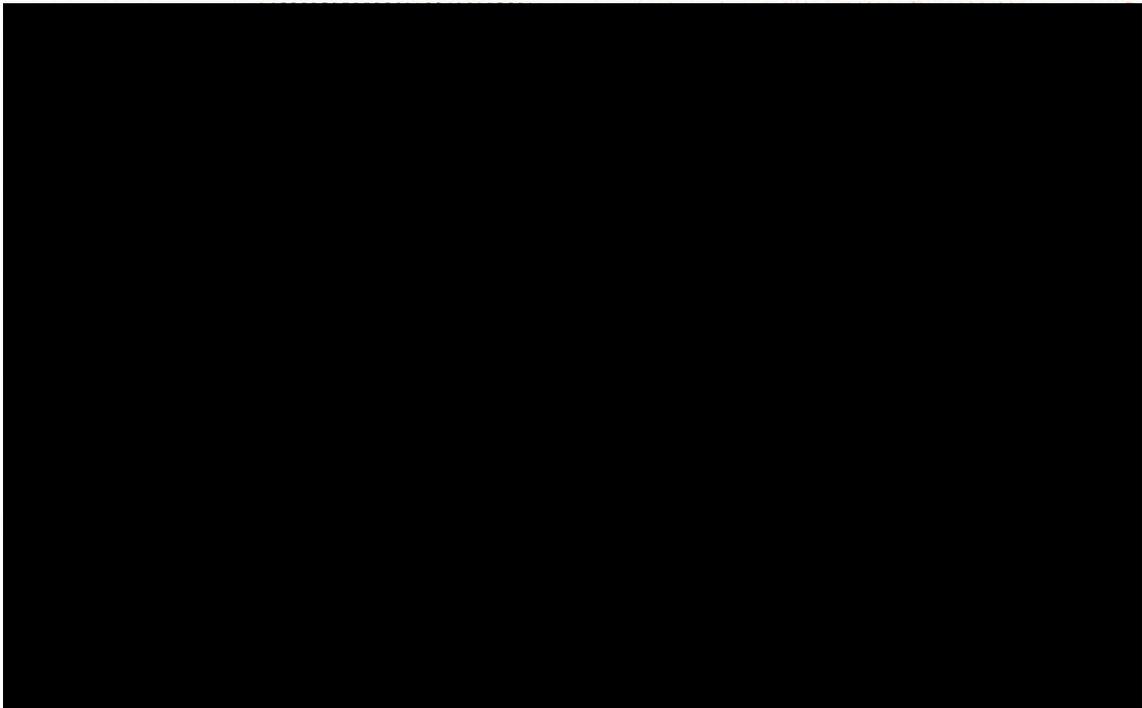
意見書の提出について

平成 年 月 日に決定を行った (昭和 年 月 日生) に係るじん肺管理区分について、下記のとおり意見を申し述べます。

(診査に用いられたX写真等の撮影年月日 平成 年 月 日)

(診査に用いられた肺機能検査年月日 平成 年 月 日)

記



じん肺管理区分決定申請書		
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		
添付資料	1 エックス線写真 <span style="float: right;">枚</span> 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 <span style="float: right;">枚</span> 3 その他の参考資料	
じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する〔 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 〕であることに相違ありません。  平成 <span style="background-color: black; color: black;">XX</span> 年 <span style="background-color: black; color: black;">XX</span> 月 <span style="background-color: black; color: black;">XX</span> 日  <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>事業者</span> <span>職 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <span>氏名 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></span> <span>印 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></span> </div>	
事業者への通知の諾否	平成 <span style="background-color: black; color: black;">XX</span> 年 <span style="background-color: black; color: black;">XX</span> 月 <span style="background-color: black; color: black;">XX</span> 日  郵便番号 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 住所 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 申請者電話 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 氏名 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span style="background-color: black; color: black; padding: 5px 10px;">XXXXXXXXXX</span> <span>労働局長殿</span> <span style="background-color: black; color: black; padding: 5px 10px;">XXXXXXXXXX</span> </div>		

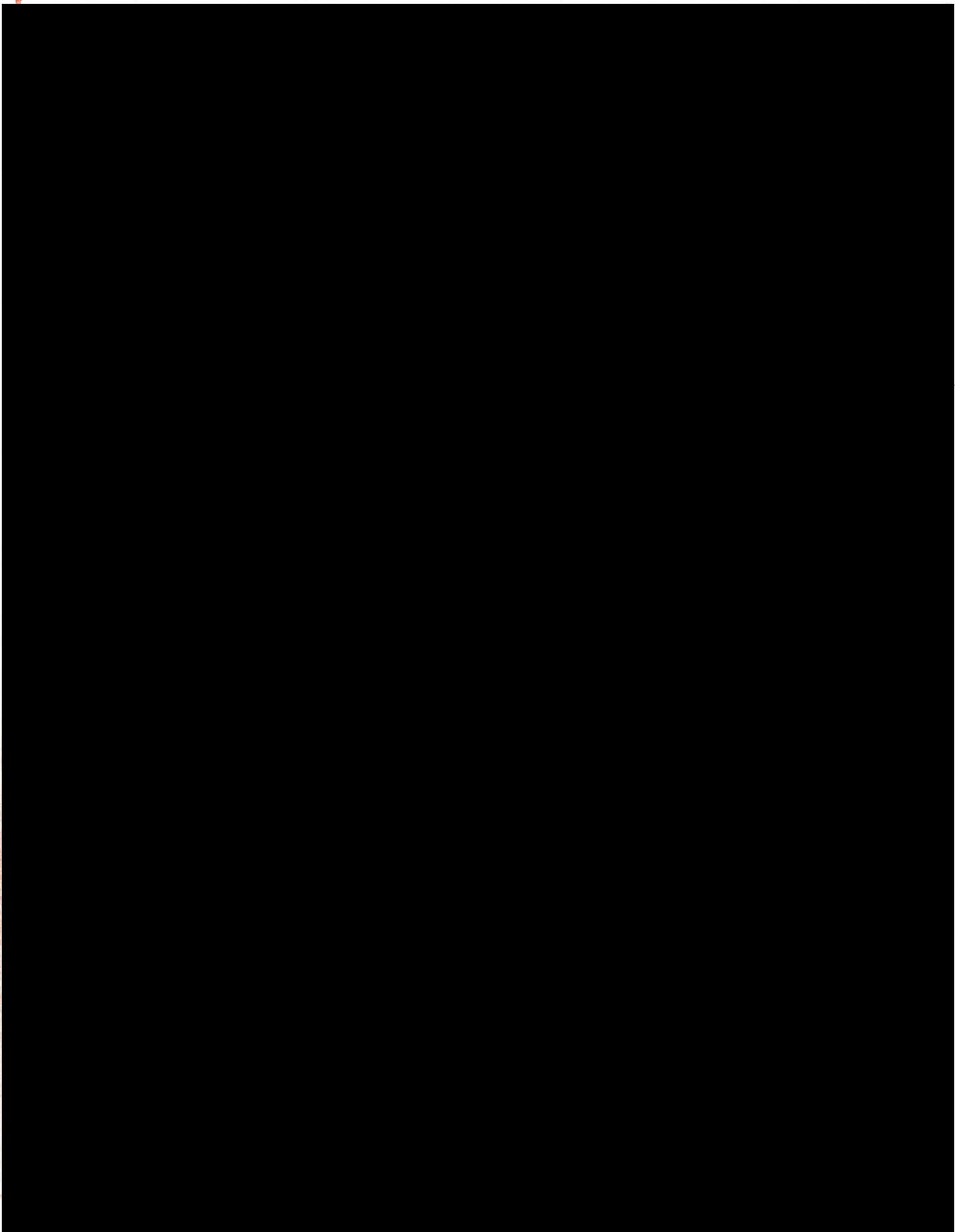
備考

- 1 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 3 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の諾否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諾否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 4 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(別添) じん肺健康診断における肺機能検査等

新たに追加された指標等

	氏名	性別	身長(m)	年齢(歳)	肺機能検査(1次検査)								喫煙歴
					1秒量予測値(l) ①	肺活量予測値(l) ②	肺活量(l) ③	努力肺活量(l) ④	1秒量(l) ⑤	1秒率(%) ⑥	%1秒量(%) ⑦	%肺活量(%) ⑧	
	〇〇〇		〇. 〇〇	〇〇	【男性】 $0.036 \times \text{身長(cm)} - 0.028 \times \text{年齢} - 1.178$ (L) 【女性】 $0.022 \times \text{身長(cm)} - 0.022 \times \text{年齢} - 0.005$ (L)	【男性】 $0.045 \times \text{身長(cm)} - 0.023 \times \text{年齢} - 2.258$ (L) 【女性】 $0.032 \times \text{身長(cm)} - 0.018 \times \text{年齢} - 1.178$ (L)	(実測値)	(実測値)	(実測値)	$\frac{⑤}{④} \times 100$	$\frac{⑤}{①} \times 100$	$\frac{③}{②} \times 100$	なし、やめた、吸っている 〇本/日×〇年 (〇~〇歳)
2													
3													なし、やめた 本/日×年 (歳~歳)、吸っている
4													なし、やめた 本/日×年 (歳~歳)、吸っている
5													なし、やめた 本/日×年 (歳~歳)、吸っている
6													なし、やめた 本/日×年 (歳~歳)、吸っている





CR 撮像表示条件確認表

申請者名

撮影日

( 年 月 日 )

比較読影に用いた写真(いずれかに○)

- ( ) じん肺標準エックス線写真集(平成23年3月)電子媒体版
- ( ) じん肺標準エックス線フィルム(昭和53年)

撮影条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
電圧	110~140 [kV]	
焦点被写体間距離	180~200 [cm]	
グリッド	高密度グリッド使用で撮影電圧が120[kV]前後の時は格子比 12:1 上記以上の撮影電圧の時は格子比 14:1 とすること	
空間分解能 (画素数)	フィルムサイズがフルサイズ(半切)の場合 イメージングプレート読み取り画素数 3500×3500 [pixel] 以上とすること	

画像処理条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
階調処理	肺野部の最高濃度を 1.6~2.0 程度とすること	
周波数処理	低空間周波数(0 周波数)成分に対して高周波成分(0.2cycle/mm 以上)におけるレスポンスを 1.0~1.2 倍程度とすること (なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、上記範囲内であること。)	

メーカー毎画像処理条件(50音順)

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
ケアストリームヘルス①	Density Shift	-0.3	
	Contrast Factor	1.6~1.8	
	Matrix Size	35~75	
	High Density Boost	0.05~0.1	
	Low Density Boost	0~0.05	

ケアストリームヘルス②	※	ア	イ	ウ	エ	ア・イ・ウ・エ (該当に○)
	Brightness	6	6	6	7	
	Latitude	-4	-4	-6	-5	
	Detail Contrast	-7	-8	-6	-6	

※ア~エいずれかの条件を満たす必要がある。例えばアの条件の場合、Brightness 6、Latitude -4、Detail Contrast -7 である必要がある。

コニカミノルタ①	肺野濃度	1.6~1.8
	強調度	0.1~0.3
	マスクサイズ	7
	LUT	THX-2

コニカミノルタ②	肺野濃度 (H)	1.6~1.8
	HE タイプ	HE-STANDARD2
	HE 強調度 (低濃度側強調)	0.00~0.30
	HE 強調度 (高濃度側強調)	0.00
	HF タイプ	HF-STANDARD5
	HF 強調度 (低濃度側強調)	0.00
	HF 強調度 (高濃度側強調)	0.00~0.30
	LUT	THX-2

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
富士フィルム①	GA(回転量)	0.9~1.0	[REDACTED]
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN(周波数ランク)	4	
	RE(周波数強調度)	0.0~0.2	
富士フィルム②	GA(回転量)	0.9~1.0	[REDACTED]
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN/MRB(周波数ランク)	4/C	
	RE/MRE(周波数強調度)	0.0~0.2/0	
	DRN/ MDB	2/A	
	DRT/MDT	B/B	
	DRE/ MDE	0.0~0.6/0.0~0.6	

確認日 ( [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 )

判定 ( [REDACTED] )



# じん肺健康管理台帳

労働局

整理番号	氏名		TEL							
	生年月日									
住所			TEL							
粉じん事業場名		所在地								
じん肺診査経過 処理簿番号	決定 年月日	申請区分	粉じん作 業号別	経験年数	じん肺 管理区分	じん肺健康診断の結果			療養の 要否	症 状 日
						エックス線 写真の像	肺機能の障害	かかっている 合併症の名称		

## 検索結果（個人情報）

総件数           

### 個 人 情 報

対象者氏名					性別	生年月日	年齢	電話番号		
(フリガナ)					健康管理手帳番号					
住 所										

### 管 理 区 分 決 定 歴 情 報

決定年月日	受付番号	決定局	根拠条文	健康診断実施機関	管理区分	PR	P	合併症	症状確認日	勧奨・促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出命今年月日

### 粉 じ ん 作 業 歴 情 報

事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類	粉じん作業従事期間計

平成 年 月 日

労働局長 殿

地方じん肺診査医

じん肺管理区分の決定について

平成 年 月 日実施した標記について、下記の者に係る診査結果を報告する。

記

- 1 診 査 対 象 者 氏 名
- 2 じ ん 肺 管 理 区 分
- 3 エ ッ ク ス 線 写 真 の 像
- 4 肺 機 能 の 障 害
- 5 か か っ て い る  
合 併 症 の 名 称
- 6 療 養 の 要 否
- 7 症 状 確 認 日
- 8 再 ・ 追 加 検 査 等

# じん肺診査対象者リスト

平成 年 月 日  
労働局

X線	番号	申請者氏名	健診機関名	経過	診査結果	備考
[Redacted Content]						

-53-

平成 年 月 日 診査を行った結果は、診査結果欄に記載のとおりです。 地方じん肺診査医

[Redacted Signature]

# じん肺診査対象者リスト

平成 年 月 日  
労働局

X線	番号	申請者氏名	健診機関名	経過	診査結果	備考

-54-

平成

診査を行った結果は、診査結果欄に記載のとおりです。

地方じん肺診査医

審 査 請 求 書

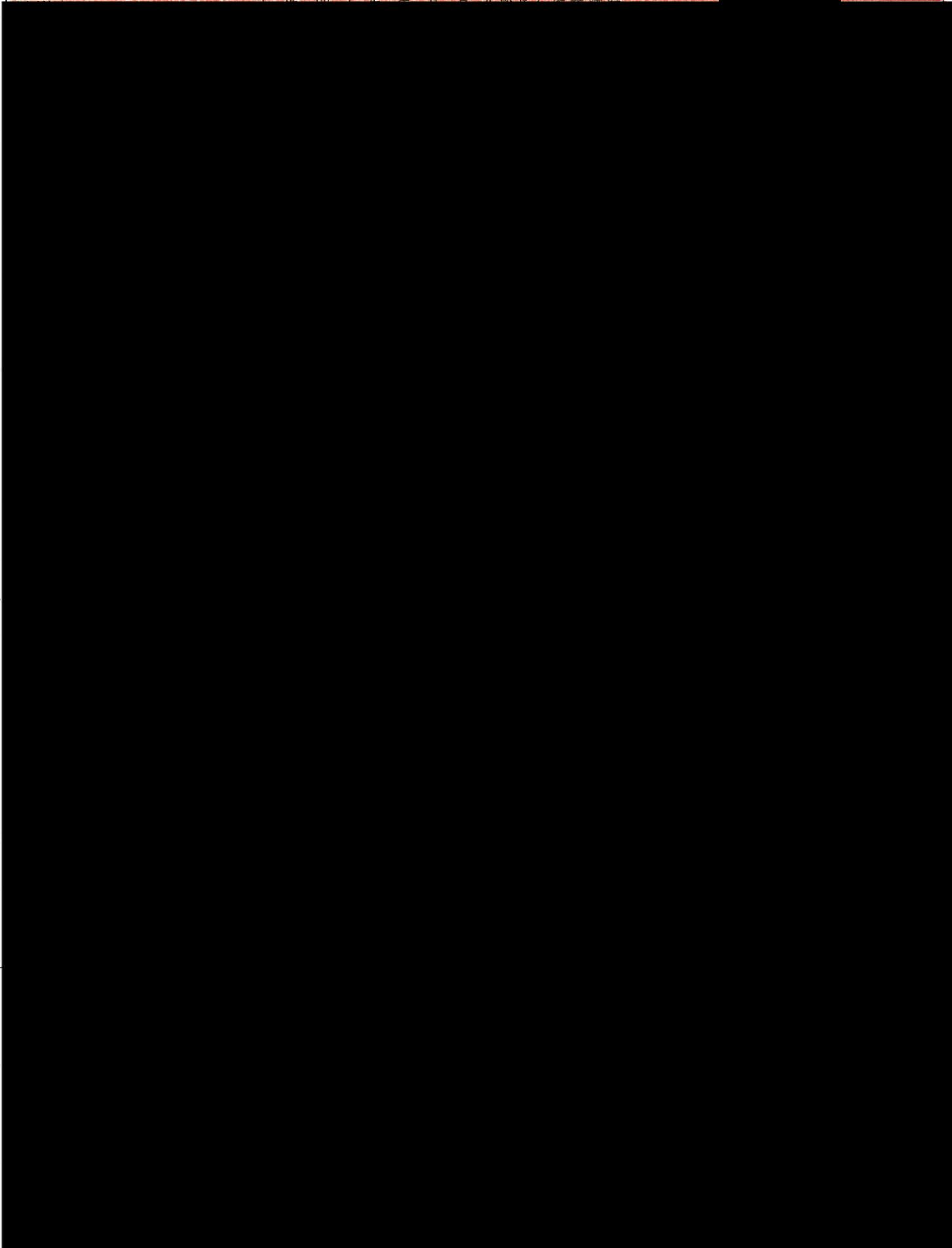
① 審査請求人の氏名、年齢及び住所		[Redacted]
審査請求に係る処分を受けた者の氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分		
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長		
審査請求に係る処分のあった年月日		
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日		
② 審査請求の趣旨		[Redacted]
③ 審査請求の理由		
処分庁の教示	[Redacted]	教示の内容
④ じん肺法第19条第5項の利害関係者の氏名及び住所		[Redacted]
添付資料	1 エックス線写真	[Redacted] 枚
	2 じん肺健康診断の結果を証明する書面	[Redacted] 枚
	3 その他の参考資料	
平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日	審査請求人氏名 [Redacted]	
厚生労働大臣 田村憲久 殿		

備 考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること。



じん肺健康診断結果証明書

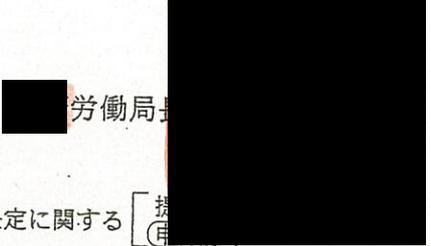


備考 第十條第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。





じん肺管理区分決定通知書



労働局

平成 年 月 日 日本職あて [提出申請] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [ ]

じん肺法 第13条第2項 (同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。) 第15条第3項において準用する同法第13条第2項 第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。  
 なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます (決定があつた日から1年を経過した場合は除きます。)  
 また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます (裁決があつた日から1年を経過した場合は除きます。)  
 なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の 要 否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかつて いる合併 症の名称	
以下 余 白		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR0 PR1 PR2 PR3 PR4(A, B) PR4(C)	F (-) F (+) F (++)		要 否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR0 PR1 PR2 PR3 PR4(A, B) PR4(C)	F (-) F (+) F (++)		要 否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

- PR<sub>0</sub> じん肺の所見がない。
- PR<sub>1</sub> エックス線写真の像が第1型である。
- PR<sub>2</sub> エックス線写真の像が第2型である。
- PR<sub>3</sub> エックス線写真の像が第3型である。
- PR<sub>4</sub> (A, B) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの) である。
- PR<sub>4</sub> (C) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの) である。
- F (-) じん肺による肺機能の障害がない。
- F (+) じん肺による肺機能の障害がある。
- F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。



じん肺管理区分決定申請書		
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		
添付資料	1 エックス線写真	枚
	2 じん肺健康診断の結果を証明する書面	枚
	3 その他の参考資料	
じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合	<p>申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する( ) であることに相違ありません。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>職</p> <p>事業者</p> <p>氏名</p>	
事業者への通知の諾否		
	<p>平成 年 月 日</p> <p>郵便番号</p> <p>住所</p> <p>電話</p> <p>氏名</p> <p>労働局長殿</p>	

備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の諾否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諾否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

厚生労働大臣  
田村 憲久 殿

地方じん肺診査医

氏名

氏名

意見書の提出について

平成 年 月 日に決定を行った (昭和 年 月 日生) に係るじん肺管理区分について、下記のとおり意見を申し述べます。

(診査に用いられたX写真等の撮影年月日 平成 年 月 日)

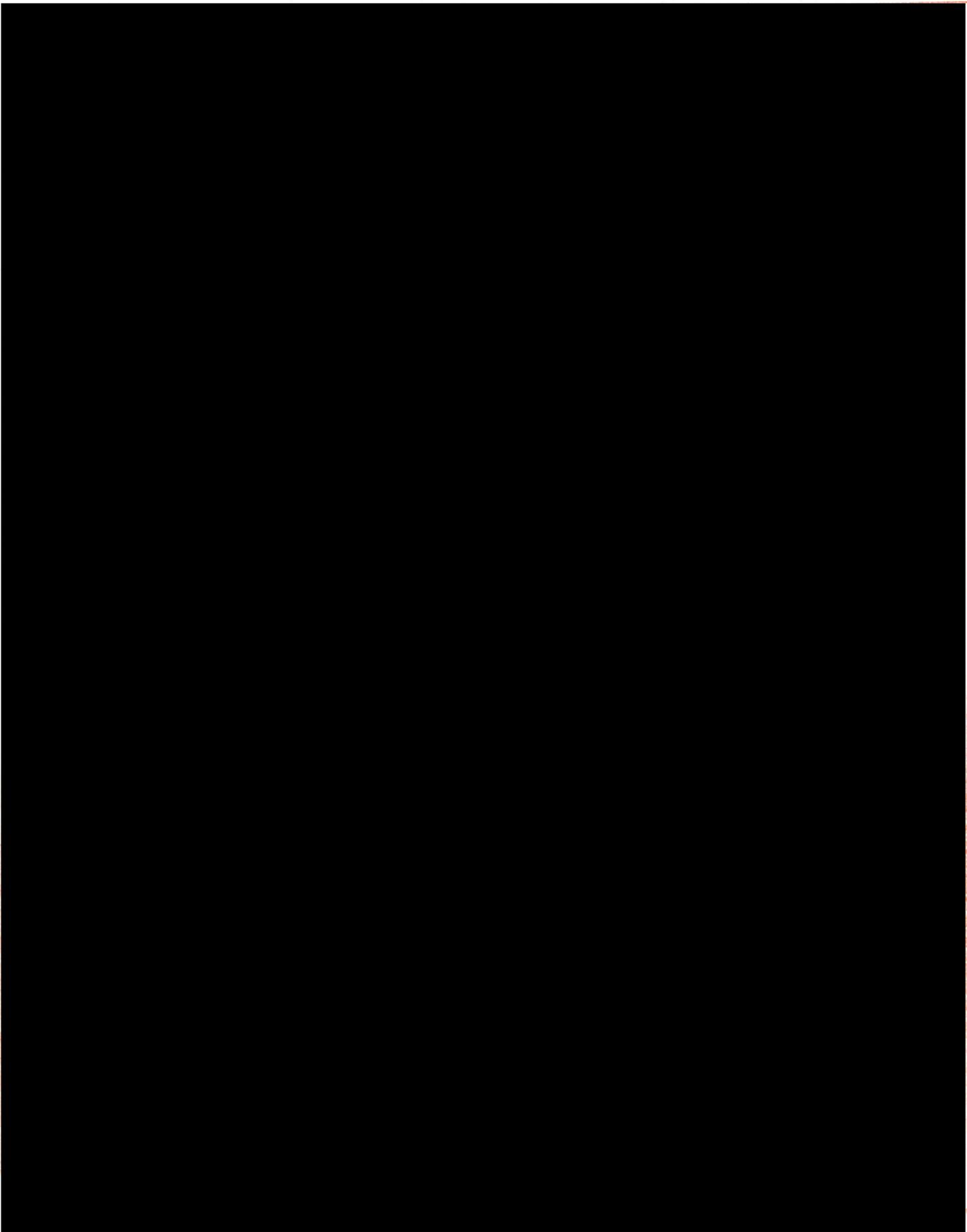
(診査に用いられた肺機能検査年月日 平成 年 月 日)

記

(別添) じん肺健康診断における肺機能検査評価等

 新たに追加された指標等

	氏名	性別	身長(m)	年齢(歳)	肺機能検査(1次検査)								肺機能検査(2次検査)				喫煙歴
					1秒量予測値(l)①	肺活量予測値(l)②	肺活量(l)③	努力肺活量(l)④	1秒量(l)⑤	1秒率(%)⑥	%1秒量(%)⑦	%肺活量(%)⑧	酸素分圧(Torr)⑨	炭酸ガス分圧(Torr)⑩	肺動脈血酸素分圧差(Torr)⑪	肺動脈血酸素分圧差限界値	
	〇〇〇		〇.〇〇	〇〇	[男性]0.036×身長(cm)－0.028×年齢－1.178 (L) [女性]0.022×身長(cm)－0.022×年齢－0.005 (L)	[男性]0.045×身長(cm)－0.023×年齢－2.258 (L) [女性]0.032×身長(cm)－0.018×年齢－1.178 (L)	(実測値)	(実測値)	(実測値)	⑤/④×100	⑤/①×100	③/②×100	(実測値)	(実測値)	150－⑩/0.83－⑨	AaDO2限界値表より	なし、やめた、吸っている 〇本/日×〇年 (〇～〇歳)
5																	
6																	なし、やめた 本/日×年 (歳～歳),吸っている
7																	なし、やめた 本/日×年 (歳～歳),吸っている
8																	なし、やめた 本/日×年 (歳～歳),吸っている
9																	なし、やめた 本/日×年 (歳～歳),吸っている





CR 撮像表示条件確認表

申請者名

撮影日

( 年 月 日)

比較読影に用いた写真(いずれかに○)

- ( ) じん肺標準エックス線写真集(平成23年3月)電子媒体版
- ( ) じん肺標準エックス線フィルム(昭和53年)

撮影条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
電圧	110~140 [kV]	
焦点被写体間距離	180~200 [cm]	
グリッド	高密度グリッド使用で撮影電圧が 120[kV]前後の時は格子比 12:1 上記以上の撮影電圧の時は格子比 14:1 とすること	
空間分解能 (画素数)	フィルムサイズがフルサイズ(半切)の場合 イメージングプレート読み取り画素数 3500×3500 [pixel] 以上とすること	

画像処理条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
階調処理	肺野部の最高濃度を 1.6~2.0 程度とすること	
周波数処理	低空間周波数(0 周波数)成分に対して高周波成分(0.2cycle/mm 以上) におけるレスポンスを 1.0~1.2 倍程度とすること (なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、 上記範囲内であること。)	

メーカー毎画像処理条件(50 音順)

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
------	-------	--------	------------

ケアストリーム ヘルス①	Density Shift	-0.3	
	Contrast Factor	1.6~1.8	
	Matrix Size	35~75	
	High Density Boost	0.05~0.1	
	Low Density Boost	0~0.05	

ケアストリーム ヘルス②	※	ア	イ	ウ	エ	ア・イ・ウ・エ (該当に○)
	Brightness	6	6	6	7	
	Latitude	-4	-4	-6	-5	
	Detail Contrast	-7	-8	-6	-6	

※ア~エいずれかの条件を満たす必要がある。例えばアの条件の場合、Brightness 6、Latitude -4、Detail Contrast -7 である必要がある。

コニカミノルタ①	肺野濃度	1.6~1.8	
	強調度	0.1~0.3	
	マスクサイズ	7	
	LUT	THX-2	

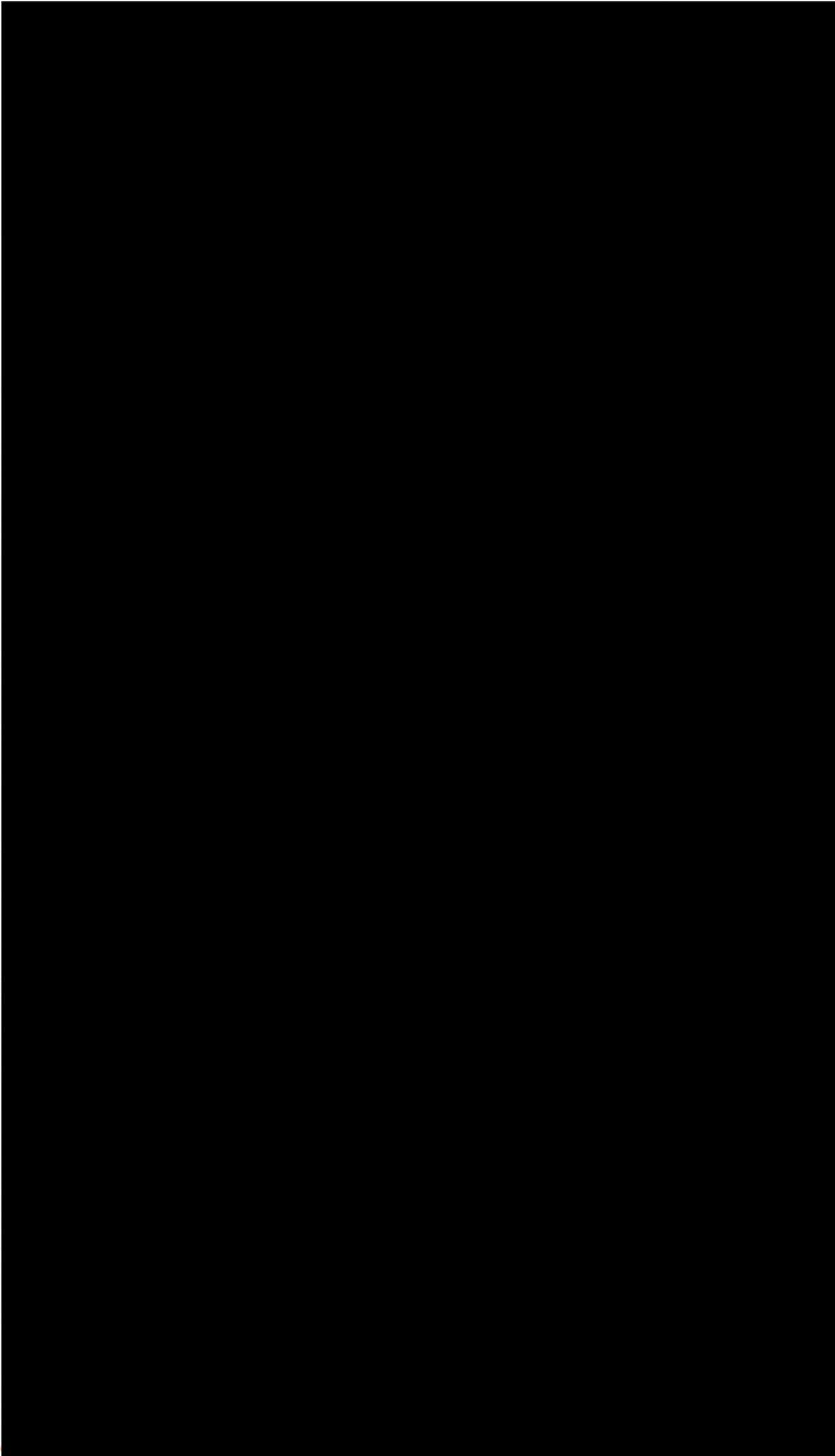
コニカミノルタ②	肺野濃度 (H)	1.6~1.8	
	HE タイプ	HE-STANDARD2	
	HE 強調度 (低濃度側強調)	0.00~0.30	
	HE 強調度 (高濃度側強調)	0.00	
	HF タイプ	HF-STANDARD5	
	HF 強調度 (低濃度側強調)	0.00	
	HF 強調度 (高濃度側強調)	0.00~0.30	
	LUT	THX-2	

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
富士フィルム①	GA(回転量)	0.9~1.0	[REDACTED]
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN(周波数ランク)	4	
	RE(周波数強調度)	0.0~0.2	
富士フィルム②	GA(回転量)	0.9~1.0	[REDACTED]
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN/MRB(周波数ランク)	4/C	
	RE/MRE(周波数強調度)	0.0~0.2/0	
	DRN/ MDB	2/A	
	DRT/MDT	B/B	
	DRE/MDE	0.0~0.6/0.0~0.6	

確認日 ( [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 )

判定 ( [REDACTED] )





# じん肺健康管理台帳

労働局

整理番号	氏名
生年月日	

住所	TEL
粉じん 事業場名	所在地

じん肺診査経過 処理簿番号	決定 年月日	申請区分	粉じん作 業号別	経験年数	じん肺 管理区	じん肺健康診断の結果			療養の 要否	症 状 確 認 日
						エックス線 写真の像	肺機能の障害	かかっている 合併症の名称		

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

# 検索結果 (個人情報)

総件数

## 個人情報

対象者氏名 (フリガナ)	性別	生年月日	年齢	電話番号
住所	健康管理手帳番号			

## 管理区分決定歴情報

決定年月日	受付番号	決定局	根拠条文	健康診断実施機関	管理区分	PR	F	合併症	症状確認日	勧奨・促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出命令年月日
[Redacted]																

## 粉じん作業歴情報

事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類	粉じん作業従事期間計
[Redacted]				

平成 年 月 日

労働局長 殿

地方じん肺診査医

じん肺管理区分の決定について

平成 年 月 日実施した標記について、下記の者に係る診査結果を報告する。

記

- 1 診 査 対 象 者 氏 名
- 2 じ ん 肺 管 理 区 分
- 3 エ ッ ク ス 線 写 真 の 像
- 4 肺 機 能 の 障 害
- 5 か か っ て い る  
合 併 症 の 名 称
  
- 6 療 養 の 要 否
- 7 症 状 確 認 日
- 8 再 ・ 追 加 検 査 等

# じん肺診査対象者リスト

平成 年 月 日  
労働局

X線	番号	申請者氏名	健診機関名	経過		診査結果	備考
[Redacted Content]							

平成 年 月 日 診査を行った結果は、診査結果欄に記載のとおりです。 地方じん肺診査医

# じん肺診査対象者リスト

平成 年 月 日  
労働局

X線	番号	申請者氏名	健診機関名	経過	診査結果	備考

-72-

平成 年 月 日 診査を行った結果は、診査結果欄に記載のとおりです。 地方じん肺診査医

[Redacted Signature]

審 査 請 求 書

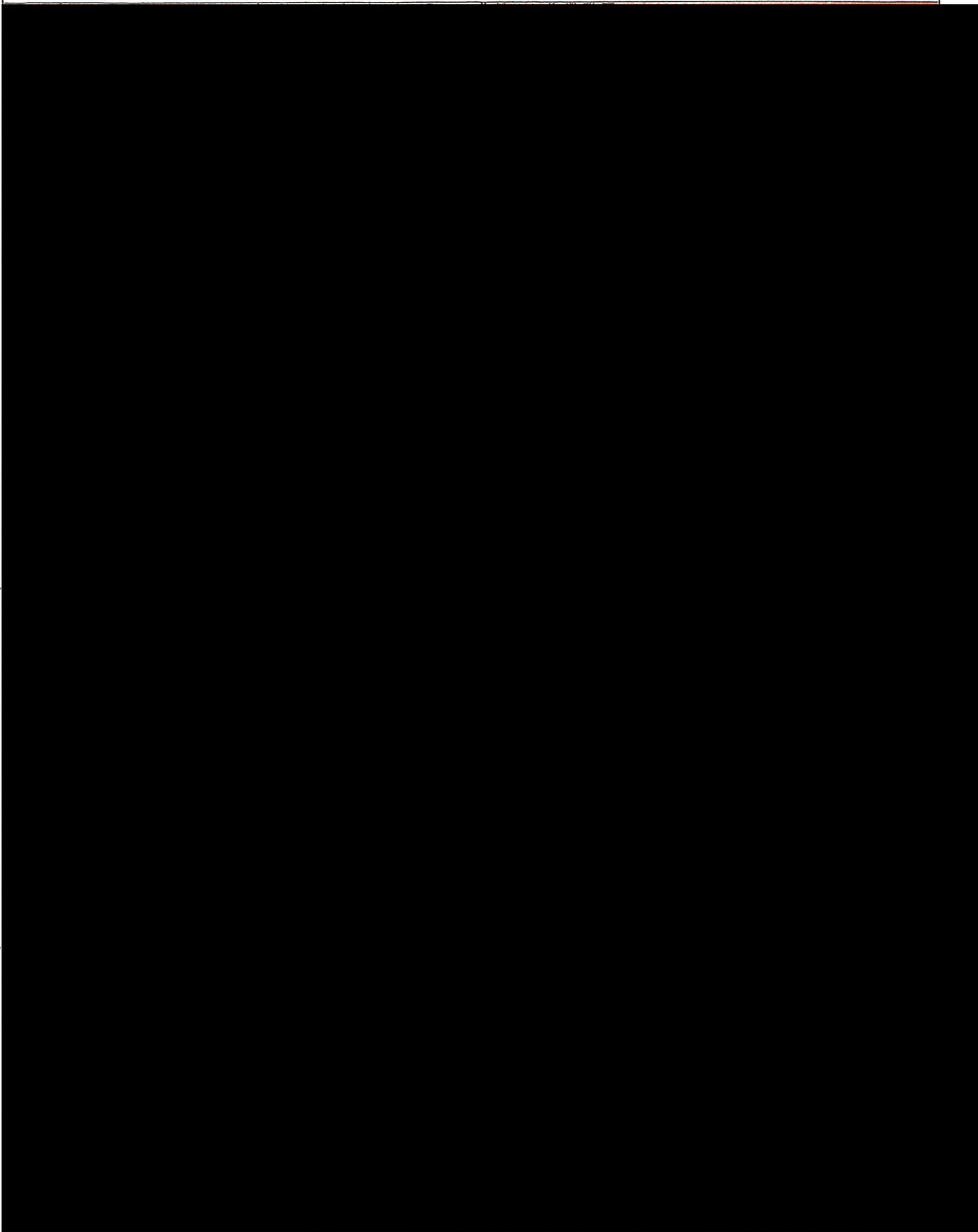
① 審査請求人の氏名、年齢及び住所		[Redacted]	
審査請求に係る処分を受けた者の氏名、年齢及び住所		[Redacted]	
審査請求に係る処分		[Redacted]	
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長		[Redacted]	
審査請求に係る処分のあった年月日		[Redacted]	
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日		[Redacted]	
② 審査請求の趣旨		[Redacted]	
③ 審査請求の理由		[Redacted]	
処分庁の教示	[Redacted]	教示の内容	[Redacted]
④ じん肺法第19条第5項の利害関係者の氏名及び住所		[Redacted]	
添付資料	1 エックス線写真	[Redacted]	枚
	2 じん肺健康診断の結果を証明する書面	[Redacted]	枚
	3 その他の参考資料	[Redacted]	
[Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日		審査請求人氏名 [Redacted]	
労働大臣 岡村 憲久 殿			

備 考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること。



じん肺健康診断結果証明書



備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

[ ] 労 発 基 [ ] 第 [ ] 号  
 平 成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

## じん肺管理区分決定通知書

[ ] 殿

[ ] 労働局長 [ ]

平成[ ]年[ ]月[ ]日日本職あて 提出  
申請 のあつたじん肺管理区分の決定に関する 提出  
申請 に基づき、

じん肺法 第13条第2項 (同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。)  
 (第15条第3項において準用する同法第13条第2項)  
 第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます (決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。)。また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます (裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。)。

なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

### 記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の 要 否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかつて いる合併 症の名称	
以 下 余 白		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR <sub>0</sub> PR <sub>1</sub> PR <sub>2</sub> PR <sub>3</sub> PR <sub>4</sub> (A, B) PR <sub>4</sub> (C)	F (-) F (+) F (++)		要 否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR <sub>0</sub> PR <sub>1</sub> PR <sub>2</sub> PR <sub>3</sub> PR <sub>4</sub> (A, B) PR <sub>4</sub> (C)	F (-) F (+) F (++)		要 否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR<sub>0</sub> じん肺の所見がない。

PR<sub>1</sub> エックス線写真の像が第1型である。

PR<sub>2</sub> エックス線写真の像が第2型である。

PR<sub>3</sub> エックス線写真の像が第3型である。

PR<sub>4</sub> (A, B) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの) である。

PR<sub>4</sub> (C) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの) である。

F (-) じん肺による肺機能の障害がない。

F (+) じん肺による肺機能の障害がある。

F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

CR撮像表示条件確認表

申請者名

撮影日

		審査受付条件	申請者の 撮影表示条件
<b>撮 影 条 件</b>			
撮影条件	電 圧 [kV]	110~140	
	焦点被写体間距離[cm]	180~200	
装置等	(1)グリッド		
	高密度グリッド使用で撮影電圧が120[kV]前後	格子比 12:1	
	上記以上の撮影電圧	格子比 14:1	
	(2)空間分解能(画素数)		
	フィルムサイズがフルサイズ(半切)の場合、イメージングプレート読み取り画素数[pixel]	3500×3500以上	
<b>画 像 処 理 条 件</b>			
階調処理	肺野部の最高濃度	1.6~2.0程度	
周波数処理	低空間周波数(0周波数)成分に対して高周波成分(0.2cycle/mm以上)におけるレスポンス(なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、右記範囲内であること。)	1.0~1.2倍程度	
<b>そ の 他</b>			
富士フィルム ①	回転量(GA)	0.9~1.0	
	階調シフト(GS)	-0.2~-0.1	
	周波数強調度(RE)	0.0~0.2	
	周波数ランク(RN)	4	
富士フィルム ②	回転量(GA)	0.9~1.0	
	階調シフト(GS)	-0.2~-0.1	
	周波数強調度(RE /MRE)	0.0~0.2/0	
	周波数ランク(RN /MRB)	4/C	
	DRN /MDB	2/A	
	DRT /MDT	B/B	
	DRE /MDE	0.0~0.6/0.0~0.6	
コニカミノルタ エムジー①	肺野濃度	1.6~1.8	
	強調度	0.1~0.3	
	マスクサイズ	7	
	LUT	THX-2	
コニカミノルタ エムジー②	肺野濃度	1.6~1.8	
	HEタイプ	HE-STANDARD2	
	HE強調度(低濃度側強調)	0.00~0.30	
	HE強調度(高濃度側強調)	0.00	
	HFタイプ	HF-STANDARD5	
	HF強調度(低濃度側強調)	0.00	
	HF強調度(高濃度側強調)	0.00~0.30	
	LUT	THX-2	

じん肺管理区分決定審査請求に係る意見書

審査請求人

の件について

平成 年 月 日

地方じん肺診査医

氏名

氏名

第 号  
 日  
 年 月 日  
 平成 年 月 日  
 基 発 勞 第 号

じん肺管理区分決定通知書



殿

労働局

平成 年 月 日日本職あて [提出申請] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出申請] に基づき、

じん肺法 [第13条第2項 (同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。)  
 第15条第3項において準用する同法第13条第2項  
 第16条第2項において準用する同法第13条第2項] の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。  
 なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます (決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。)  
 また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます (裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。)  
 なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

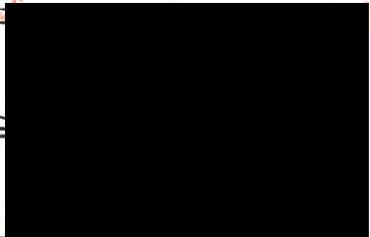
氏名	住所	じん肺管理区分	備 考			療養の要否
			じん肺健康診断の結果			
			エックス線写真の像	肺機能の障害	かかっている合併症の名称	
[Redacted Content]						
以下	余白	管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR <sub>0</sub> PR <sub>1</sub> PR <sub>2</sub> PR <sub>3</sub> PR <sub>4</sub> (A, B) PR <sub>4</sub> (C)	F (-) F (+) F (++)		要 否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR <sub>0</sub> PR <sub>1</sub> PR <sub>2</sub> PR <sub>3</sub> PR <sub>4</sub> (A, B) PR <sub>4</sub> (C)	F (-) F (+) F (++)		要 否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

- PR<sub>0</sub> じん肺の所見がない。
- PR<sub>1</sub> エックス線写真の像が第1型である。
- PR<sub>2</sub> エックス線写真の像が第2型である。
- PR<sub>3</sub> エックス線写真の像が第3型である。
- PR<sub>4</sub> (A, B) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの) である。
- PR<sub>4</sub> (C) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの) である。
- F (-) じん肺による肺機能の障害がない。
- F (+) じん肺による肺機能の障害がある。



市	区	町	村	支	庁
---	---	---	---	---	---



## じん肺管理区分決定申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
-------	--------	---------



当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数 [Redacted]

添付資料	1 エックス線写真 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 3 その他の参考資料	枚 枚
------	--	--------

じん肺法第十五条の場合の規定
 申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する（[Redacted]）であることに相違ありません。  
 平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日  
職 [Redacted]  
事業者 [Redacted]  
氏 名 (印)

事業者への通知の諾否
[Redacted]

平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日  
郵便番号 [Redacted]  
住 所 [Redacted]  
申請者 電話 [Redacted]  
氏 名 [Redacted]  
[Redacted] 労働局長 殿

備考

- 1 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 3 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の諾否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諾否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 4 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。



じん肺管理区分決定申請書		
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		
添付資料	1 エックス線写真	枚
	2 じん肺健康診断の結果を証明する書面	枚
	3 その他の参考資料	
じん肺法第十五条の場合の規定	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する（ ）であることに相違ありません。	
	平成 年 月 日 事業者 氏名	
事業者への通知の諾否		
平成 年 月 日		
郵便番号		
住所		
申請者 氏名		
電話		
労働局長殿		

備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の諾否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諾否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。



検索結果 (個人情報)

総件数

個人情報

対象者氏名		性別		生年月日		年齢		電話番号	
(フリガナ)		健康管理手帳番号							
住所									

管理区分決定歴情報

決定年月日	受付番号	決定局	根拠条文	健康診断実施機関	管理区分	P	R	F	合併症	症状確認日	勧奨・促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出命今年月日
[Redacted]																	

粉じん作業歴情報

事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類	粉じん作業従事期間計
[Redacted]				